

# 日米貿易協定解説書

日米貿易協定の特惠税率の利用について



## 日米貿易協定の概要と本書の目的

2020年1月1日、日米貿易協定が発効しました。

本協定は、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するために、農産品と工業品の関税を撤廃または削減するものです。具体的には、米国側は工業製品を中心に関税の撤廃・削減を行い、日本側は豚肉や牛肉を始めとする一定の農産品や加工食品の関税の撤廃・削減を行うことが定められています。

日本から米国へ物品を輸出する場合、例えば以下のような品目を中心に関税の撤廃・削減等の対象となります。

### 米国側の工業品・農産品の関税撤廃・削減等の内容(例)

#### 【工業品】

①わが国の高い「ものづくり」の力を体現する高性能な工作機械・同部品等

(例)

- ・ マシニングセンタ (MFN税率 4.2%) :2年目撤廃
- ・ 工具 (MFN税率 2.9%~5.7%) :即時撤廃/2年目撤廃/即時半減
- ・ 旋盤 (MFN税率 4.2%~4.4%) :2年目撤廃
- ・ 鍛造機 (MFN税率 4.4%) :2年目撤廃
- ・ ゴム・プラスチック加工機械 (MFN税率 3.1%) :2年目撤廃
- ・ 鉄製のねじ、ボルト等 (MFN税率2.8%~8.6%) :即時撤廃/2年目撤廃/即時半減/2年目半減

②日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材

(例)

- ・ エアコン部品 (MFN税率1.4%) :即時撤廃
- ・ 鉄道部品 (MFN税率 2.6%~3.1%) :即時撤廃/2年目撤廃
- ・ 炭素繊維製造用の調整剤 (MFN税率6%~6.5%) :即時半減/2年目半減
- ・ 蒸気タービン (MFN税率5%~6.7%) :2年目撤廃/2年目半減

③今後市場規模が大きく伸びることが期待される先端技術の品目

(例)

- ・ 3Dプリンタを含むレーザー成形機 (MFN税率 3.5%) :2年目撤廃
- ・ 燃料電池 (MFN税率 2.7%) :即時撤廃

④地域経済を支え、米国消費者のニーズが高い品目

(例)

- ・ 楽器 (MFN税率 2.6%~5.4%) :即時撤廃/2年目撤廃/即時半減
- ・ 眼鏡・サングラス (MFN税率2%~2.5%) :即時撤廃
- ・ 自転車・同部品 (MFN税率3%~11%) :即時撤廃/2年目撤廃/即時半減/2年目半減

### 【農産品】

- ◇牛肉:輸出について、現行の日本枠200トンと複数国枠を合体し、複数国枠65,005トンへのアクセスを確保(26ページ参照)。
- ◇醤油、ながいも、切り花、柿など我が国の輸出関心が高い品目
  - ・醤油(MFN税率3%):5年目撤廃
  - ・菓子類(MFN税率2%~12.2%):2~10年目撤廃/3~5年目半減
  - ・ながいも(冷蔵)(MFN税率6.4%):3年目半減
  - ・切り花(MFN税率3.2%~6.4%):2年目撤廃/2年目半減
  - ・緑茶(フレーバー付き)(MFN税率6.4%):3年目半減
  - ・盆栽等(MFN税率1.4%~4.8%):即時撤廃/2年目撤廃
  - ・柿(MFN税率2.2%):即時撤廃
  - ・メロン(MFN税率1.6%~28%):即時撤廃/即時半減/3~5年目半減

この『日米貿易協定解説書—日米貿易協定の特恵税率の活用について』は、日米貿易協定の特恵税率の利用方法について紹介するものです。

本書では、米国への輸出にあたって日米貿易協定の特恵税率を得るための手順をステップごとに解説します。なお、日米貿易協定においては日本側と米国側で規則や手続が異なる部分もありますので、日本への輸入にあたって日米貿易協定を利用する際には、本書とは別に日本の規則や手続を御確認ください。

\*日米間で貿易をする際に、一定の条件(原産地規則)を満たしたときに適用される特別な関税を特恵税率と呼びます。

**!! 本書は、日本から米国への輸出にあたっての手順を解説するためのものです。**

# 日米貿易協定の特恵税率利用手続の概要と本書の構成

日米貿易協定の発効によって、日米間で輸出入する際に、特恵税率が利用でき、関税撤廃・削減のメリットを享受することができます。ただし、有利な条件を日米両国間の製品にのみ与えることになるため、当該製品は同協定で定められた「原産地規則」という条件（輸出入される貨物が原産品として認められるための要件）を満たす必要があります。

本書は、日米貿易協定で米国での特恵税率の適用を受けられるよう次の「日米貿易協定の特恵税率利用の流れ」に沿って、「関税編」と「原産地規則編」に分けて手順を説明します。

本書が日米貿易協定の利用を促進し、皆様の海外ビジネス展開成功の一助となれば幸いです。

## 日米貿易協定の特恵税率利用の流れ（本書の構成）

※4ページのContents(目次)に対応しています。

### 関税編

自社が輸出する品目を特定し、米国(輸入側)で適用される日米貿易協定の特恵税率を調べます。

#### A：輸出する品目のHTSコードを特定する

輸出入の際に商品を分類する番号をHTSコード(米国の関税分類番号)と呼びます。特恵税率はHTSコードに基づき規定されているため、自社の輸出品目のHTSコードを特定することから始めます。



#### B：関税率を調べる

特恵税率を調べ、通常適用される最恵国税率(MFN税率)より低くなっていることを確認します。



### 原産地規則編

日米貿易協定税率の適用を受けるため、原産地規則を満たし、特恵待遇の要求を行います。

#### C：原産地規則を満たしているか確認する

自社の輸出品目に適用される日米貿易協定の原産地規則を確認し、その規則を満たす必要があります。



#### D：輸入者による特恵待遇の要求を行う

原産地規則を満たしていると確認し、輸入者において、米国税関で日米貿易協定の特恵待遇の要求を行います。

## 【参考】日米貿易協定の構成

<b>本体</b>	定義(第1条) 改正(第8条) 発効(第9条) 終了(第10条) 等
<b>附属書I (日本側)</b>	第A節 一般規定 第B節 日本国の関税に係る約束 第1款 一般的注釈 第2款 関税の撤廃又は削減 第3款 関税割当て 第4款 農産品セーフガード措置 第5款 日本国の表 第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続
<b>附属書II (米国側)</b> ANNEX II TARIFFS AND TARIFF-RELATED PROVISIONS OF THE UNITED STATES	一般的注釈 General Notes of the United States 米国の関税率表 Tariff Schedule of the United States 米国の原産地規則及び原産地手続 Rules of Origin and Origin Procedures of the United States

日本から米国への輸出は、米国側の約束である協定の附属書IIに従うことになります。外務省ウェブページ「日本とアメリカ合衆国との間の貿易協定」に条文を掲載しています。附属書II(米国側)は、「協定(英文)」118ページ以降をご参照下さい。

■外務省ウェブサイト「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」

➡ [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23\\_002886\\_00001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html)

# Contents

## 関税編

### A：輸出する品目のHTSコードを特定する

#### 1. HTSコードの特定 06

- 1-1 HSコードとは 06
- 1-2 HSコードの調べ方 07
- 1-3 HTSコードの調べ方 11
  - 【参考】米国での事前教示制度の利用 12
  - 【参考】米国の事前教示情報データベース(CROSS) 13

### B：関税率を調べる

#### 2. 関税率の調べ方 16

- 2-1 関税率を調べる手順 16
- 2-2 通常適用される税率(MFN税率)を調べる 17
- 2-3 日米貿易協定税率を調べる①  
～関税率表の見方～ 19
- 2-4 日米貿易協定税率を調べる②  
～実施区分の確認方法～ 20
- 2-5 日米貿易協定税率を調べる③  
～米国の関税率の引下げ日と端数処理～ 23
  - 【参考】「World Tariff」の使い方 24
  - 【参考】日本産牛肉の輸出について 26

## 原産地規則編

### C：原産地規則を満たしているか確認する

#### 3. 原産地規則 28

- 3-1-1 原産地規則の概要 28
- 3-1-2 原産地規則の全体像 29
- 3-2 日米貿易協定における原産性の判定基準 30
  - 【参考】日米貿易協定の品目別原産地規則(PSR) 32
- 3-3 原産性判定 関税分類変更基準 33

#### 4. 救済規定 38

- 4-1 僅少の非原産材料(デミニマス) 38
  - 【参考】累積 39

#### 5. その他の規定 40

- 5-1 代替性のある産品または材料 40
- 5-2 包装材料・容器・附属品・間接材料等の扱い 41
- 5-3 産品のセット 41
- 5-4 通過及び積替え 42

### D：輸入者による特恵待遇の要求を行う

#### 6. 原産地手続 44

- 6-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度 44
- 6-2 日米貿易協定の特恵税率の要求 45
- 6-3 米国による原産性の確認手続 46
- 6-4 書類保存に関する留意 46
- 6-5 原産性判断の根拠と根拠書類の一例 47

【コラム】日米デジタル貿易協定の意義 49

#### 7. 日米貿易協定や利用に関する 問い合わせ先 51

#### 8. 新輸出大国コンソーシアムについて 52

# A 輸出する品目の HTSコードを 特定する

---

HTSコードとは米国独自の品目分類で、世界共通の品目分類であるHSコードと6桁までは原則として一致しています。日米貿易協定における米国の特惠税率はHTSコードに基づいて規定されていますので、税率を調べる際は、まず商品のHTSコードを調べる必要があります。

# 1. HTSコードの特定

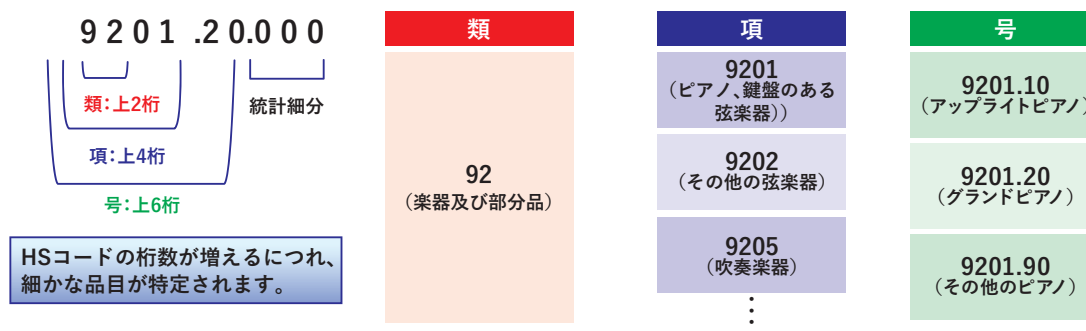
HTSコードとは米国独自の品目分類で、世界共通の品目分類であるHSコードと6桁までは原則として一致しています。日米貿易協定における米国の特惠税率はHTSコードに基づいて規定されていますので、税率を調べる際は、まず商品のHTSコードを調べる必要があります。

## 1-1 HSコードとは

HSコードとは、商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description and Coding System) に関する国際条約で定められた、輸出入の際に商品を分類するコード番号のことです。世界税関機構 (WCO) が定めた商品分類として、ほぼ全世界で採用されています。HSコードに基づいて関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計に利用されます。HSコードの構成は、下記のとおりとなっています (図表1-1)。

- ① 「類 (Chapter) 上2桁」 (例) 第92類
- ② 「項 (Heading) 上4桁」 (例) 第92.01項
- ③ 「号 (Subheading) 上6桁」 (例) 第9201.20号

図表1-1 HSコードの例(グランドピアノ)



97類で構成されているHSコード (図表1-4、9・10ページ参照) は、上2桁、4桁、6桁の順番に製品分類が細分化されていて、上6桁までが世界共通のコードとして利用されています。7桁目以降の部分は国内細分と呼ばれ、国ごとに異なります。



## 1-2 HSコードの調べ方

世界共通のHSコード(上6桁まで)については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます(図表1-2)。

日米貿易協定の特恵税率を利用して日本から米国へ輸出する場合、輸出先となる米国のHTSコードを調べる必要があります(ただし、前述のとおり、「号(6桁)」まで原則として一致)。米国のHTSコードの関税分類の調べ方は、11ページ「1-3 HTSコードの調べ方」を参照してください。

HSコードは税関のウェブサイトにある輸出統計品目表または実行関税率表で調べることができます。

■ 輸出統計品目表 ➡ <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

■ 実行関税率表 ➡ <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

図表 1-2 輸出統計品目表の見方

統計番号 Statistical code	品名 Description	単位 Unit		
		I	II	
番号 HS code 85.01	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)			品名・説明
号(6桁) 8501.10	- 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)			
	-- 直流電動機			
国内細分 (7桁以降) 191	---- 出力が10ワット以下のもの	NO	KG	数量単位
	192			
	---- 出力が10ワットを超えるもの	NO	KG	

この他、品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表1-3)と具体例を示している「関税率表解説・分類例規」も、HSコードを調べる上で参考になります。

■ 概況品コード表 ➡ <http://www.customs.go.jp/toukei/sankou/code/code.htm>

■ 関税率表解説・分類例規 ➡ <http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

品目を一般的な名称で記載している「概況品コード表」(図表1-3)は、HSコードを調べる入り口として便利です。税関のウェブサイト上の概況品目とHSコードの対照表を参照し、当該品目が含まれるHSコードを輸出統計品目表で調べることができます。

図表 1-3 概況品コード表

輸入 IMPORT 2014年			
概況品コード P.C.Code	単位 Unit	概況品目 Articles	統計品目番号 (HSコード) HS-Code
(中略)			
00303	MT	羊・ヤギ肉 (生鮮・冷凍) MEAT OF SHEEPLAMB, GOATS	0204
00305	MT	豚・いのししの肉 (生鮮・冷凍) MEAT OF SWINE, WILD BOARS	0203

概況品目を参照し、  
HSコードを調べる

日本関税協会が発行している『HSコードが誰でも簡単に素早く探せる HS商品インデックス』では、五十音順、関税分類順に、HSコードを調べることができます。



「HSコードが誰でも簡単に素早く探せる  
HS商品インデックス」(改訂版)  
出版: 日本関税協会

図表1-4 関税分類(HSコードの上2桁)一覧

第1部	動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類	動物(生きているものに限る。)
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
第2部	植物性生産品
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎(せきつい)動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品
第5部	鉱物性生産品
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第26類	鉱石、スラグ及び灰
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類	有機化学品
第30類	医療用品
第31類	肥料
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第33類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠(こう)着剤及び酵素
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類	写真用又は映画用の材料
第38類	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第39類	プラスチック及びその製品
第40類	ゴム及びその製品
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第41類	原皮(毛皮を除く。)及び革
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第45類	コルク及びその製品
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部	紡織用繊維及びその製品
第50類	絹及び絹織物
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類	綿及び綿織物
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物
第56類	ウォッシング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品
第57類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
第62類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第65類	帽子及びその部分品
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第69類	陶磁製品
第70類	ガラス及びその製品
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第15部	卑金属及びその製品
第72類	鉄鋼
第73類	鉄鋼製品
第74類	銅及びその製品
第75類	ニッケル及びその製品
第76類	アルミニウム及びその製品
第77類	(欠番)
第78類	鉛及びその製品
第79類	亜鉛及びその製品
第80類	すず及びその製品
第81類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第82類	卑金属製の工具、道具 刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第83類	各種の卑金属製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第89類	船舶及び浮き構造物
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第91類	時計及びその部分品
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
第20部	雑品
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。 )及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第96類	雑品
第21部	美術品、収集品及びこっとう
第97類	美術品、収集品及びこっとう

## 1-3 HTSコードの調べ方

米国独自の品目分類としてHTSコードがあり、原則として6桁までは世界共通のHSコードと一致しています。なお、米国固有の分類として、第98類と第99類があります。

7桁目以降は国内細分のため、米国の関税率表で分類を確認する必要があります。

■ Harmonized Tariff Schedule (米国国際貿易委員会：ITC) ➔ <https://hts.usitc.gov/current>

例えば、「炭素含有量が全重量の2%を超えるフェロマンガ」について、日本の「輸出統計品目表」及び「実行関税率表」では「7202.11」の後に「000」が追加されて、「7202.11.000」の1品目のみです。一方で、米国の関税率表では7202.11.10の「炭素含有量が全重量2%～4%フェロマンガ」と、7202.11.50の「炭素含有量が全重量4%以上のフェロマンガ」の2品目があり、両国での国内細分における分類が異なることがわかります。また、日本のHSコードが9桁で構成されるのに対して、米国のHTSコードは8桁です(図表1-5)。

このように品目分類の7桁目以降については、日本と米国で番号が異なることに加えて、細分そのものに違いがありますので注意が必要です。

図表 1-5 日本と米国の国内細分の違い

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate						
番号 H.S.code	基本 General		暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC			
		第1部 一次材料及び粒状又は粉状の物品							
72.01		鉄鉄及びスปีーグ (なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。)							
7201.10		非合金鉄鉄 (りんの含有量が全重量の0.5%以下のものに限る。)	無税		(無税)				
010		— けい素の含有量が全重量の1.2%未満であり、りんの含有量が全重量の0.04%以下のもの							
		— その他のもの							
091		— けい素の含有量が全重量の1.6%未満のもの							
099		— その他のもの							
7201.20.000		非合金鉄鉄 (りんの含有量が全重量の0.5%を超えるものに限る。)	無税		(無税)				
7201.50.000		合金鉄鉄及びスปีーグ	無税		(無税)				
72.02		フェロアロイ							
		フェロマンガ							
7202.11.000		炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの	7.7%		6.3%		無税		

Heading/ Subheading	Stat. Suffix	Article Description	Unit of Quantity	Rates of Duty		
				General	1 Special	2
		I. PRIMARY MATERIALS, PRODUCTS IN GRANULAR OR POWDER FORM				
7201.10.00	00	Pig iron and spiegeleisen in pigs, blocks or other primary forms containing by weight 0.5 percent or less of phosphorus	t	Free <sup>1/2</sup>		\$1.11/t
7201.20.00	00	Nonalloy pig iron containing by weight more than 0.5 percent of phosphorus	t	Free <sup>1/2</sup>		\$1.11/t
7201.50		Alloy pig iron; spiegeleisen:	t	Free <sup>1/2</sup>		\$1.11/t
7201.50.30	00	Alloy pig iron	t	Free <sup>1/2</sup>		\$1.11/t
7201.50.60	00	Spiegeleisen	t	Free <sup>1/2</sup>		0.5%
7202		Ferroalloys:				
		Ferromanganese:				
7202.11		Containing by weight more than 2 percent of carbon:				
7202.11.10	00	Containing by weight more than 2 percent but not more than 4 percent of carbon	kg Mn kg	1.4% <sup>1/2</sup>	Free (A*, AU, BH, CA, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, MX, OM, P, PA, PE, SG)	6.5%
		Containing by weight more than 4 percent of carbon	kg Mn kg	1.5% <sup>1/2</sup>	Free (A+, AU, BH, CA, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, MX, OM, P, PA, PE, SG)	10.5%
7202.19		Other:				
7202.19.10	00	Containing by weight not more than 1 percent of carbon	kg Mn kg	2.3% <sup>1/2</sup>	Free (A, AU, BH, CA, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, MX, OM, P, PA, PE, SG)	22%
7202.19.50	00	Containing by weight more than 1 percent but not more than 2 percent of carbon	kg Mn kg	1.4% <sup>1/2</sup>	Free (A, AU, BH, CA, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, MX, OM, P, PA, PE, SG)	6.5%

上 6 桁までは世界共通

7 桁目以降の国内細分は各国で異なります

## 【参考】米国での事前教示制度の利用

事前教示制度を利用することによって、米国への輸出前に、米国税関（CBP）に商品のHTSコード等を照会できます。

- 事前教示制度を利用することで、CBPに対して、以下のような内容を確認することができます。
  - 品目分類
  - 原産地の判定（協定に基づく原産品であるかの判定）
  - 協定の適用の可否
  - 原産国の適切な表示
- 回答までの期間：原則30日以内に回答（CBP本部への確認が必要な場合などは90日以内）
- 照会を行える者：米国への輸入を予定している輸出者、輸入者及びそれらの代理人など、あらゆる法人や個人クライアント
- 照会の方法：以下のWebフォームeRulingより登録ができます。照会にあたっては、輸出者・輸入者の情報や商品の状態、材料、用途などの情報の提出が必要になります。  
**■ CBP eRuling Template**  
➡ <https://erulings.cbp.gov/s/>
- 有効期間：法改正やCBPによる教示回答の修正がない限り、教示回答は有効です。
- 輸入時の手続：輸入時に申告書類に教示回答文書のコピーを添付する、もしくは教示回答番号を記入します。



※照会内容に機微な情報を含む場合、照会者は教示内容を非公開にするよう要求することができます。

## 【参考】米国の事前教示情報データベース (CROSS)

■ 米国税関のデータベースCROSS → <https://rulings.cbp.gov/home>

例えば、「旅行カバン用のロック」の品目分類の事前教示回答情報を調べる場合は、「luggage lock classification」で検索をすると、これらの用語を含む回答情報の一覧が表示されます。そのうち、確認したい貨物と同様の貨物があれば、該当する商品のHTSコード (8301.40.3000) がわかります。(ただし、HTSのバージョンは回答書の日付時点のものになります。)(図表1-6)

図表1-6 CROSSの利用方法

①「luggage lock」「classification」を検索

②該当する事例を選択

③表示されたHTSコードや税率を確認

DATE	RULING CATEGORY TARIFF NO	RULING REFERENCE	RELATED
3/30/1992	NY 872742 Classification 8301.40.3000	The tariff classification of luggage locks from Germany	
12/13/2001	NY 195024 Classification 8301.40.3000	The tariff classification of a luggage lock from China.	

RE: The tariff classification of a luggage lock from China.

Dear Mr.....

In your letter dated December 6, 2001, you requested a ruling on behalf of ..... Inc. on tariff classification.

The sample you provided is the Zelco ratchet luggage strap lock. The strap lock consists of a metal combination lock and plastic ratcheting mechanism with an integral nylon belt.

The applicable subheading for this product will be **8301.40.3000** Harmonized Tariff Schedule of the United States (HTS), which provides for luggage locks. The general rate of duty for the year 2002 will be 3.1 percent ad valorem.

This ruling is being issued under the provisions of Part 177 of the Customs Regulations (19 C.F.R. 177).

A copy of the ruling or the control number indicated above should be provided with the entry documents filed at the time this merchandise is imported. If you have any questions regarding the ruling, contact National Import Specialist James Smyth at 646-733-3018.

Sincerely,





# B 関税率を調べる

通常適用される税率(MFN税率)と、日米貿易協定の特恵税率を比較する方法を整理していきます。

## 2. 関税率の調べ方

通常適用される税率(MFN税率)と、日米貿易協定の特恵税率を比較し、日米貿易協定の利用を検討します。

### 2-1 関税率を調べる手順

関税率を調べるにあたって、まずはWTO加盟国・地域からの輸入時に一般的に適用される税率である「最恵国(MFN)税率」を調べます。

次に、日米貿易協定で規定される特恵税率(以下、日米貿易協定税率)を調べます。日米貿易協定税率を適用するためには、協定上の原産品であることが必要となり、条文中で定められた原産地規則を満たす必要があります(原産地規則については、28ページ以降を参照)。

#### 1. 通常適用される税率(MFN税率)を調べます

HTSコードに基づき、米国で通常適用される税率(MFN税率)を確認します。  
※米国輸入時に適用する品目分類や関税率は、米国税関の判断によります。

#### 2. 日米貿易協定税率を調べます

HTSコードに基づき、日米貿易協定附属書IIの関税率表に掲げる品目(関税削減・撤廃の対象)か否かを確認した後、掲げられている場合は、日米貿易協定税率を確認します。

#### 3. 通常適用される税率(MFN税率)と日米貿易協定税率を比較します

MFN税率と日米貿易協定税率を比較し、日米貿易協定税率がより低い場合には、日米貿易協定の利用を検討してください。

## 2-2 通常適用される税率(MFN税率)を調べる

MFN税率は、国や品目、削減スケジュールによって税率が変わる可能性がありますので、定期的な確認が必要です。確実な方法は米国税関が公表している情報を参照することです。

日本から米国向けに輸出する際、実際のHTSコード及び関税率を決定するのは輸入国である米国税関ですので、予め該当すると思われるHTSコードを元に米国の関税率を調べる必要があります。

米国のMFN税率を調べるためには、米国政府の関税データベースHTS Searchを参照します。HTS Searchでは、HTSコードもしくは品目名で検索することで、当該品目の米国におけるMFN税率や発効済みFTA等の特惠税率を調べることができます。

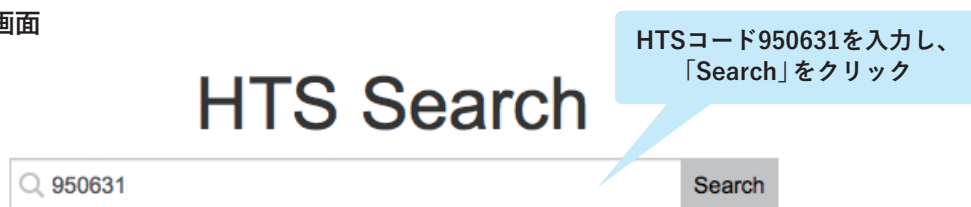
### HTS Search (ITC) を利用して調べる

➔ <https://hts.usitc.gov>

①のHTS Searchのホーム画面にて、HTSコードもしくは品目名を入力し、「Search」をクリックすると、②のような検索結果が表示されます。該当するHTSコードの行の「General」の列を確認すると、MFN税率が確認できます。また、発効済みFTA等の特惠税率は「Special」の列で確認することができます。「Special」の列において1.4%(JP)とあることから、当選品目の検索時点の日米貿易協定の特惠税率は、1.4%であることが確認できます。なお、「2」の列に記載の関税率はMFN税率が適用されない一部の国向けの税率です。(図表2-1)

図表2-1 HTS Searchの利用方法

#### ① HTS Searchホーム画面



NOTICE: For the list of tariff numbers added on September 1st, please click [HERE](#).

※品目名の「golf club」で検索しても同様の検索結果が得られます。

#### ② HTSコード「950631」検索結果

Headin / Subheadin	Stat Suf fix	Article Description	Unit of Quantity	Rates of Duty	
				General	Special
9506.31.00	00	Golf clubs, complete	No.	4.4% /	Free (A, AU, BH, CA, CL, CO, D, E, IL, JO, KR, MA, MX, OM, P, PA, PE, SG) 1.4% (JP) 30%
9506.32.00	00	Balls	doz.	Free /	30%
9506.39.00		Other		4.9% /	Free (A, AU) 30%

該当するHTSコード950631の行を参照する

Generalの列でMFN税率を確認する

Specialの列に発効済みFTA等の特惠税率が記載

また、MFN税率を調べる際には、米国のFedEx Trade Networksが提供している「World Tariff」データベースもご利用いただけます。ジェトロのウェブサイト経由でユーザー登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。「World Tariff」の使い方については、24ページをご覧ください。

輸出先とHSコードを入力すると各国の税率が分かる利用しやすいデータベースです。ただし、FedEx Trade Networksが収集した二次情報ですので、できるだけ相手国当局の情報を併せて参照するようにしてください。

### 「World Tariff」のサービスを利用して調べる → 使い方はP.24ページ

➡ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

#### ■「World Tariff」とは

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベースです。提供元のFedEx Trade Networksとジェトロとの契約により、**日本の居住者はどなたでも無料**で利用できます。輸出先別、品目別に、MFN税率に加えてEPA税率等の特惠税率を調べることができます。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など）も調べることができます。

#### ■注意

実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、輸入者等を通じ、輸出先国の税関にもご確認をお願いします。

## 2-3 日米貿易協定税率を調べる① ～関税率表の見方～

関税率表(Tariff Schedule)は、個別品目の関税の撤廃・削減の方法や、スケジュールが定められた表です。日本、米国それぞれに作られており、日本から輸出をする場合は米国の関税率表を確認します。

外務省ウェブページ「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」の協定(英文)の118ページ以降に米国側の関税に関する約束内容があります。

👉 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23\\_002886\\_00001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html)

日米貿易協定の特恵税率を調べる場合、米国の関税率表を参照する必要があります。関税率表は関税撤廃・削減スケジュールをまとめた表で、日米貿易協定では米国側附属書II(Annex II)の「Tariff Schedule of the United States」に米国の関税率表が掲載されています。米国の関税率表は、英文にのみ記載されています。

米国の関税率表に記載のある事項は図表2-2のとおりです。左から順に①HTSコードの記載があり、その横に当該コードが示す②品目名(Description)が記載されています。その右に関税削減の基準となる③基準税率(Base Rate)が掲載されています。

次に記載のあるのが対象品目の関税撤廃・削減スケジュールを示す④実施区分(Staging Category)です。

図表2-2 米国側関税率表

Tariff Schedule of the United States

Tariff Line January 1, 2019	Description	Base Rate	Staging Category
06023000	Rhododendron and azalea plants, grafted or not	1.9%	A
06029030	Live herbaceous perennials, other than orchid plants, with soil attached to roots	1.4%	A
06029040	Live herbaceous perennials, other than orchid plants, without soil attached to roots	3.5%	C
06029060	Other live plants nesoi, with soil attached to roots	1.9%	A
06029090	Other live plants nesoi, other than those with soil attached to roots	4.8%	C
06031230	Miniature (spray) carnations, fresh cut	3.2%	C
06031270	Other Carnations, fresh cut	6.4%	I

①HTSコード

②品目名

品目分類の品目名が記載されています。

③基準税率

(ベースレート)

関税の撤廃または削減の基準となる税率です。日米貿易協定では2019年1月1日時点のMFN税率を用います。

④実施区分

(ステーjingカテゴリー)

品目の関税の撤廃または削減がどのように行われるかを示します。(次項参照)

## 2-4

# 日米貿易協定税率を調べる② ～実施区分の確認方法～

関税率表において実施区分を調べる際には、一般的注釈(General Notes)を参照し、HTSコード、基準税率及び実施区分の内容と定義を確認するようにしましょう。

実施区分は、一般的注釈に定義が定められています。米国の場合は、附属書II(Annex II)の「General Notes of the United States」に、各実施区分の細かな定義が記載されています(図表2-3、図表2-4)。

図表2-3 米国側関税率表と注釈

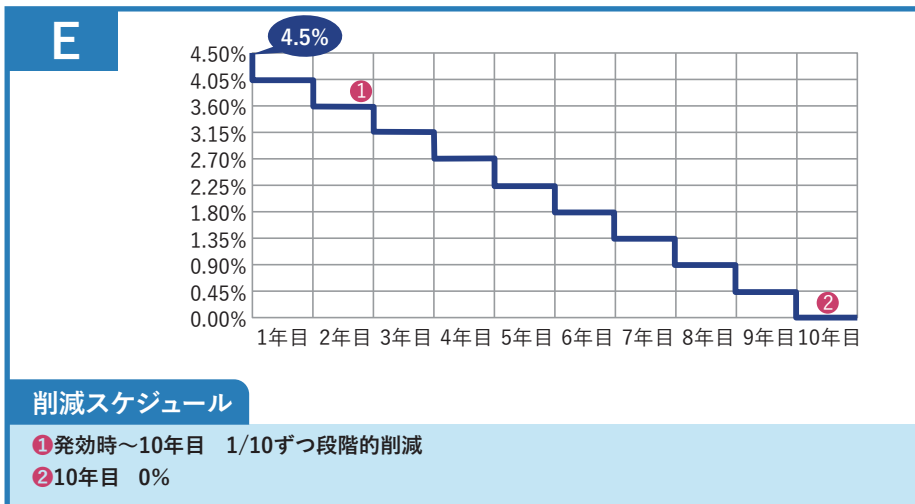
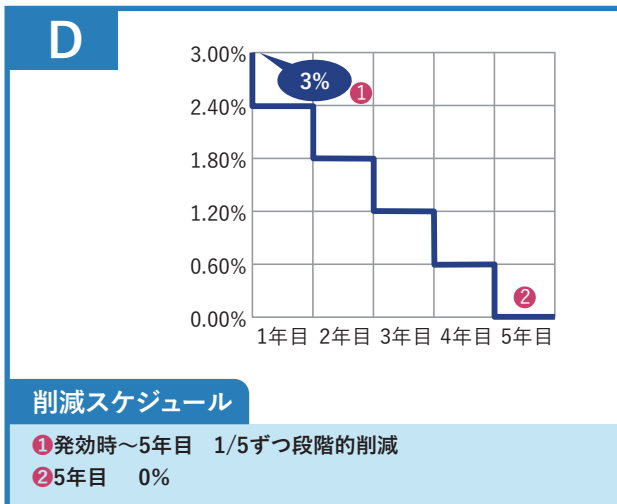
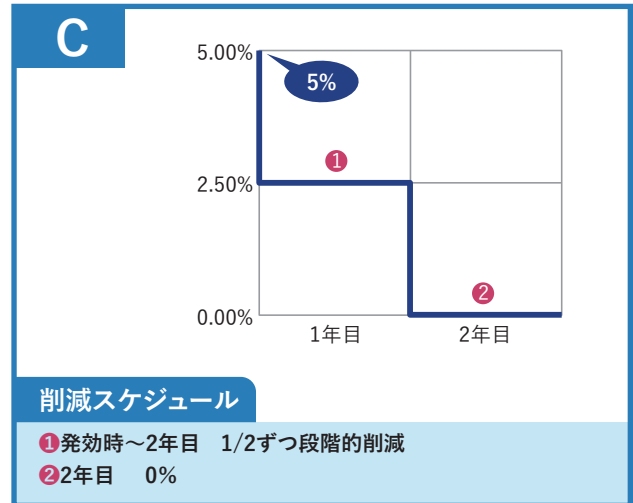
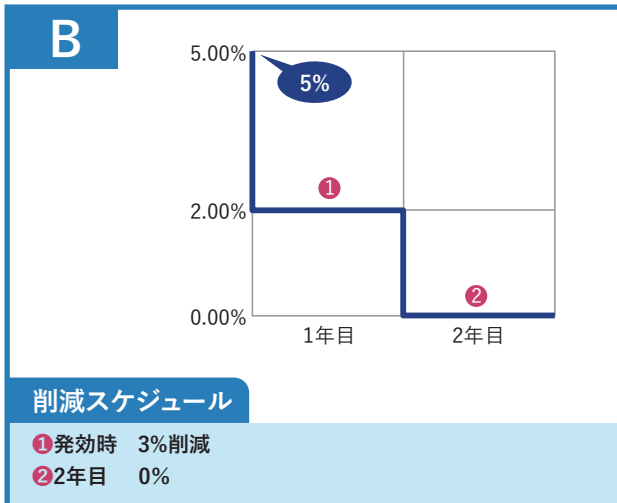
米国の関税率表(Tariff Schedule)				米国の一般的注釈(General Notes)	
Tariff Schedule of the United States				ANNEX II TARIFFS AND TARIFF-RELATED PROVISIONS OF THE UNITED STATES General Notes of the United States	
Tariff Line January 1, 2019	Description	Base Rate	Staging Category		
06023000	Rhododendron and azalea plants, grafted or not	1.9%	A	<p>1. The provisions of this Schedule are generally expressed in terms of the Harmonized Tariff Schedule of the United States (HTSUS), and the interpretation of the provisions of this Schedule, including the product coverage of subheadings of this Schedule, shall be governed by the General Notes, Section Notes, and Chapter Notes of the HTSUS. To the extent that provisions of this Schedule are identical to the corresponding provisions of the HTSUS, the provisions of this Schedule shall have the same meaning as the corresponding provisions of the HTSUS.</p> <p>2. The base rates of customs duty set out in this Schedule reflect the United States' Most-Favored-Nation (MFN) rates of duty in effect on January 1, 2019.</p> <p>3. Interim staged and final duty rates shall be rounded up to the nearest hundredth of a percentage point.</p> <p>4. The United States shall eliminate or reduce customs duties pursuant to paragraph 1 of Article 3 in accordance with the following staging categories:</p> <p>(a) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category A shall be eliminated entirely, and these originating goods shall be duty-free on the date of entry into force of this Agreement;</p> <p>(b) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B shall be reduced by three percentage points on the date of entry into force of this Agreement, and these originating goods shall be duty-free in year two;</p> <p>(c) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category C shall be eliminated in two equal annual stages, and these originating goods shall be duty-free in year two;</p> <p>(d) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category D shall be eliminated in five equal annual stages, and these originating goods shall be duty-free in year five;</p> <p>(e) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category E shall be eliminated in ten equal annual stages, and these originating goods shall be duty-free in year ten;</p>	
06029030	Live herbaceous perennials, other than orchid plants, with soil attached to roots	1.4%	A		
06029040	Live herbaceous perennials, other than orchid plants, without soil attached to roots	3.5%	C		
06029060	Other live plants nesoi, with soil attached to roots	1.9%	A		
06029090	Other live plants nesoi, other than those with soil attached to roots	4.8%	C		
06031230	Miniature (spray) carnations, fresh cut	3.2%	C		
06031270	Other Carnations, fresh cut	6.4%	I		

一般的注釈に記載されているそれぞれの実施区分の定義は以下のとおりです。

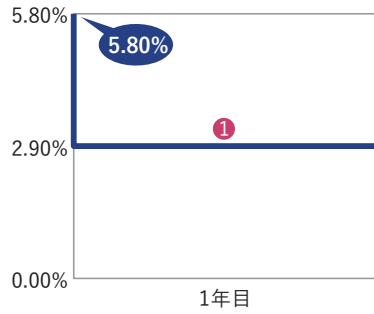
図表2-4 米国側関税率表と注釈

- A：即時撤廃
- B：発効時に3%削減、2年目撤廃
- C：1/2ずつ均等に段階的削減し、2年目に撤廃
- D：1/5ずつ均等に段階的削減し、5年目に撤廃
- E：1/10ずつ均等に段階的削減し、10年目に撤廃
- F：即時半減
- G：発効時3%削減、2年目にベースレートの1/2に削減
- H：発効時3%削減、2年目に更に3%削減、3年目にベースレートの1/2に削減
- I：1/4ずつ均等に段階的削減し、2年目にベースレートの1/2に削減
- J：1/6ずつ均等に段階的削減し、3年目にベースレートの1/2に削減
- K：1/10ずつ均等に段階的削減し、5年目にベースレートの1/2に削減

図表2-5 米国の実施区分



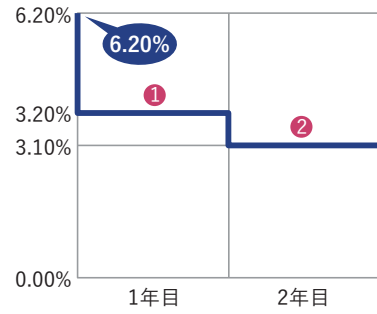
F



## 削減スケジュール

- ①発効時 半減

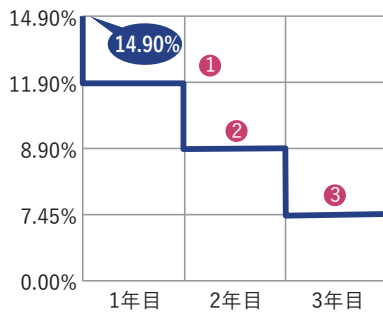
G



## 削減スケジュール

- ①発効時 3%削減
- ②2年目 ベースレートの1/2に削減

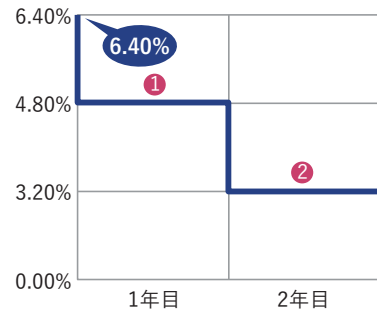
H



## 削減スケジュール

- ①発効時 3%削減
- ②2年目 3%削減
- ③3年目 ベースレートの1/2に削減

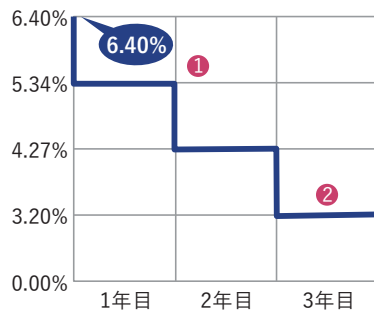
I



## 削減スケジュール

- ①発効時 1/4削減
- ②2年目 ベースレートの1/2に削減

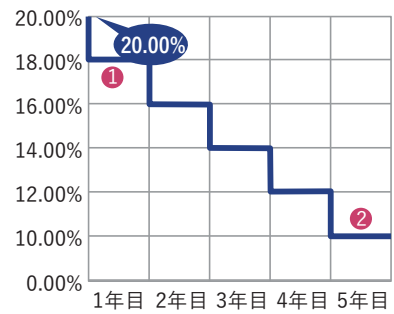
J



## 削減スケジュール

- ①発効時～2年目 1/6ずつ段階的削減
- ②3年目 ベースレートの1/2に削減

K



## 削減スケジュール

- ①発効時～4年目 1/10ずつ段階的削減
- ②5年目 ベースレートの1/2に削減



## 2-5 日米貿易協定税率を調べる③ ～米国の関税率の引下げ日と端数処理～

関税率の計算で生じる端数の処理方法や税率の引下げ日について、米国の一般的注釈で以下のとおり規定されています。

- 米国の関税率の引下げ日  
1回目の関税削減は協定発効日、2年目以降はその年の同日
- 米国の関税率の計算で生じる端数処理  
0.01%未満の端数を切上げ（例：0.152%→0.16%）

なお、課税価格の計算は、輸入貨物の取引価格をベースに算出されます。米国では課税標準として、FOB価格を採用しています。

その他、米国の関税制度については、以下をご参照ください。

### ■米国 関税制度(ジェトロ)

➡ [https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/trade\\_03.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_03.html)

## 【参考】「World Tariff」の使い方

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料で利用できます。

ジェットロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます

輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率(③)が表示されます。

例えば日本から輸出をする場合は、「Japan」を参照します。

最も低い関税率が表示され、右欄にその関税率の内容(MFN税率適用か、既存のFTA/EPA税率適用か等)が示されます。さらに書類マークをクリックすることで、原産地規則や関税率に関する注釈、各年のFTA/EPA税率などが表示されます。

図表2-6 「World Tariff」画面イメージ

### ①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目的別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

## 輸出

- ・ イベント情報
- ・ 世界のビジネスニュース (通商弘報)
- ・ 調査レポート
- ・ 動画レポート
- ・ マーケティング情報
- ・ 出版物
- ・ 輸出入に関する基本的な制度
- ・ 貿易・投資相談Q&A
- ・ 世界各国の関税率
- ・ 図解・貿易のしくみ
- ・ 通商公示
- ・ 輸出に関する実務相談
- ・ 輸出支援
- ・ ジェトロ活用事例
- ・ ジェトロ・トピックス

## 世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

### ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

### 収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率 (WTO協定税率) の他に、GSP (特惠税率) の税率も収録されています。また、輸入にかかる諸税 (付加価値税・売上税・酒税など国により様々) も調べることができます。

詳しく見る

**初めての方へ** ← **ユーザー登録はこちらからお願いします**

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

詳しく見る

**登録ユーザーの方** ← **ログインはこちらからお願いします**

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから、「利用方法」をご確認ください。

検索画面へ

## ② ログイン後の検索画面

自転車 (HSコード: 8712) を検索した場合

輸出先を選択

類 (HSコード上2桁) を選択

項 (HSコード上4桁) を選択

HSコードを選択して検索

テキストで検索

HSコードを入力して検索

HSコード	品目の詳細 (Description)	単位	MFN税率
8712	BICYCLES AND OTHER CYCLES (INCLUDING DELIVERY TRICYCLES), NOT MOTORIZED:		
8712.00.15.10	-- Bicycles having both wheels not exceeding 63.5 cm in diameter: -- Having both wheels not exceeding 50 cm in diameter	no.	11% <sup>7</sup>
8712.00.15.20	-- Having both wheels exceeding 50 cm but not exceeding 55 cm in diameter	no.	11% <sup>7</sup>
8712.00.15.50	-- Having both wheels exceeding 55 cm but not exceeding 63.5 cm in diameter	no.	11% <sup>7</sup>
8712.00.25.00	-- Bicycles having both wheels exceeding 63.5 cm in diameter: -- If weighing less than 16.3 kg complete without accessories and not designed for use with tires having a cross-sectional diameter exceeding 4.13 cm	no.	5.5%
8712.00.35.00	-- Other	no.	11%
8712.00.44.00	-- Bicycles having a front wheel exceeding 55 cm but not exceeding 63.5 cm in diameter and a rear wheel exceeding 63.5 cm in diameter, weighing less than 16.3 kg complete without accessories and not designed for use with tires having a cross-sectional diameter exceeding 4.13 cm, valued \$200 or more each	no.	5.5%

クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

## ③ 輸出国別の関税率表示画面

両輪の直径が55cmを超え、63.5cm以下の自転車 (モーターがついていないものに限る) (HTSコード: 8712.00.15.50)

原産国毎の最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	Free	LDDC rates (A+)
Albania	11%	MFN Applied
Algeria	11%	MFN Applied
Andorra	11%	MFN Applied
Angola	Free	LDDC rates (A+)

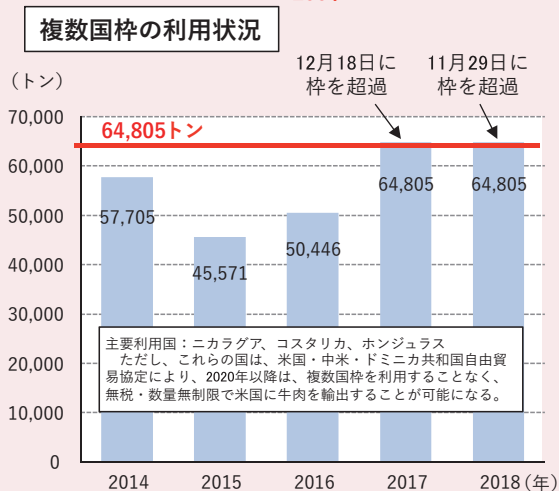
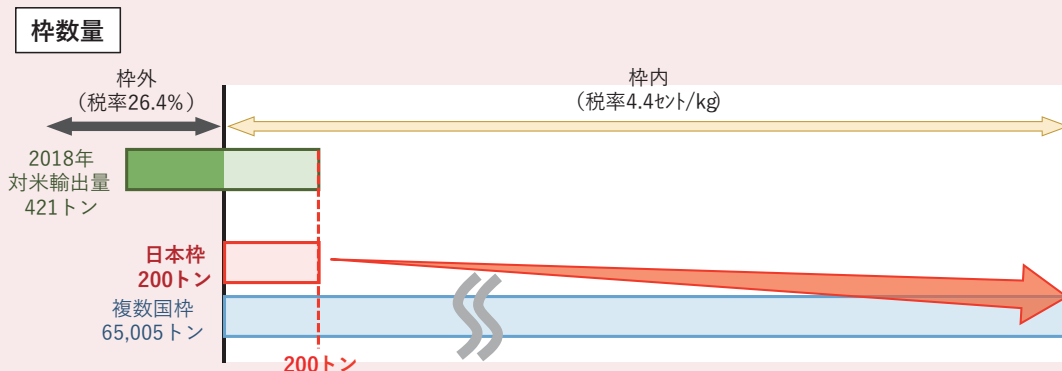
日本から輸出する場合

Jamaica	Free	Caribbean Basin Economic Recovery Act (E)
Japan	8%	U.S.-Japan Trade Agreement
Jordan	Free	Jordan Free Trade Agreement (JFTA)

注釈及び各年の特惠税率を表示

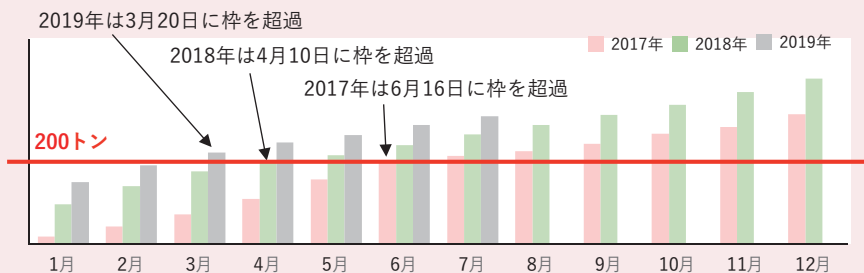
## 【参考】日本産牛肉の輸出について

日米貿易協定によって、米国向けの牛肉について、現行の日本枠200トン（2019年は3月20日、2018年は4月10日に超過）と複数国枠64,805トンを合体し、65,005トンの複数国枠（1キログラム当たり4.4セントの低関税枠）へのアクセスが確保されています。



資料：U.S. Customs and Border Protection Quota Report  
USDA A Review of U.S. Tariff Rate Quotas for Beef Imports

### 【参考1】日本枠の利用状況（イメージ）



### 【参考2】TPP合意内容

- ・日本枠（無税）発効時3,000トン→14年目6,250トン
- ・枠外税率を15年で撤廃

# C 原産地規則を 満たしているか 確認する

日米貿易協定による関税撤廃・削減の対象となるためには、日本若しくは米国又は両国で生産された原産品である必要があります。

なお、日米貿易協定における米国への輸出においては、米国の関税法等の関係法令を参照する場合があるため、本資料で例示した産品が必ずしも特惠税率の対象となるとは限りません。不明な点がある場合は、ご利用の前に米国が設置する照会所に問い合わせを行うことをおすすめいたします。（「7 日本貿易協定の利用に関する問合せ先」を参照）

# 3. 原産地規則

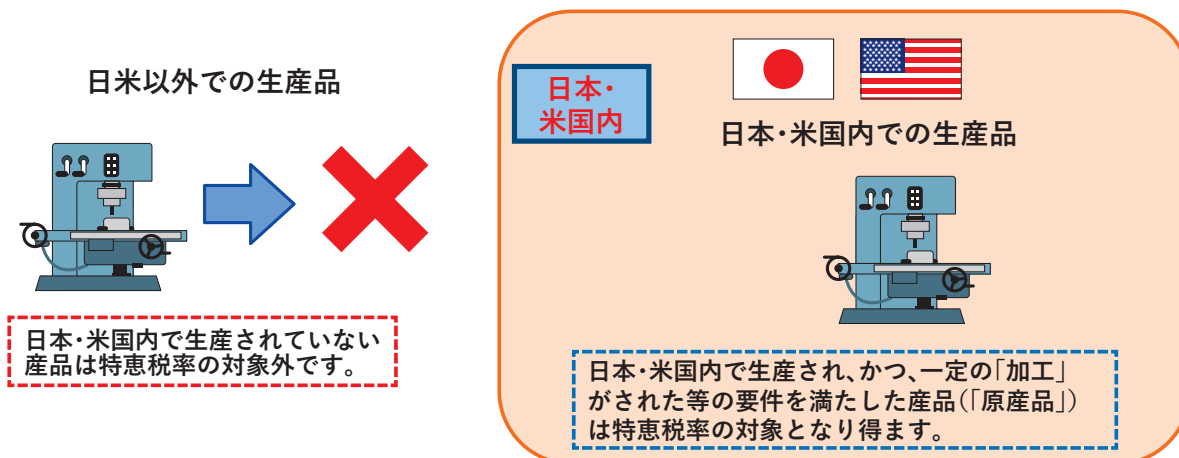
日米貿易協定の特恵税率の対象となるためには、日本若しくは米国又は両国で生産された原産品であることが必要です。産品が原産品であるかどうかを判断する規則が、原産地規則です。どのような産品が原産品と認められるのかについて、その要件を解説します。

## 3-1-1 原産地規則の概要

原産地規則とは、輸出入される産品が原産品として認められるための要件です。

日本若しくは米国又は両国の領域内で完全に生産された産品や、原産材料のみから生産される産品、非原産材料を使用して生産された産品であっても品目ごとに定められた品目別原産地規則(PSR)を満たした産品等が、原産品(originating good)に該当します。

原産地規則には、日本又は米国以外で生産された産品が、不当に日米貿易協定による特恵税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもあります(迂回防止)。



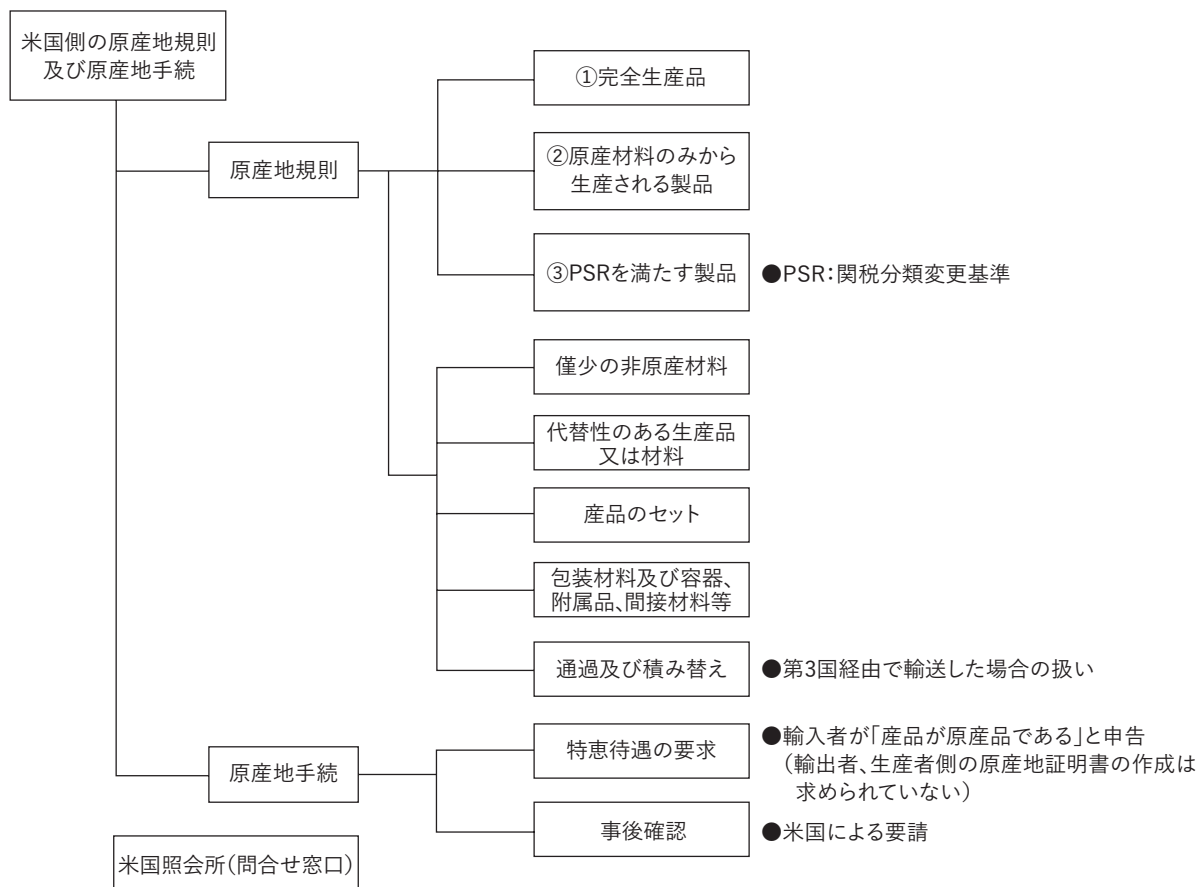
よって、単に日本から輸出することのみで日米貿易協定上の特恵税率が認められるのではなく、以降で説明する協定で定められた原産地規則を満たす必要があります。

例えば、工作機械について、日本若しくは米国又は両国で一定の(PSRに定められた要件を満たした)加工を経て生産された場合、日米貿易協定の特恵税率が適用される原産品として認められます(上右図)。

## 3-1-2 原産地規則の全体像

日米貿易協定では、日本側の約束は協定の附属書Ⅰ、米国側の約束は協定の附属書Ⅱで規定されており(3ページ参照)、日本から米国への輸出については、附属書Ⅱに従うことになります。

日米貿易協定の原産地規則は、原産品であるかの判定基準である原産地規則と、それを申告する手続である原産地手続で構成されています。



原産地規則には、大きく3種類の原産性の判定基準があり(①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品)、PSRとして、関税分類変更基準が採用されています。

原産地手続は、輸入者による原産地申告が採用され、日米貿易協定の特恵税率を米国への輸出で利用する場合には、米国の輸入者が、特恵待遇の要求を行います。米国政府機関は、産品の原産性を確認する権限があり、関連情報や書類を要求することができます。

また、米国での特恵申告等、手続やルールの不明な点について、米国に設置される照会所に質問を行うことができます。

## 3-2 日米貿易協定における原産性の判定基準

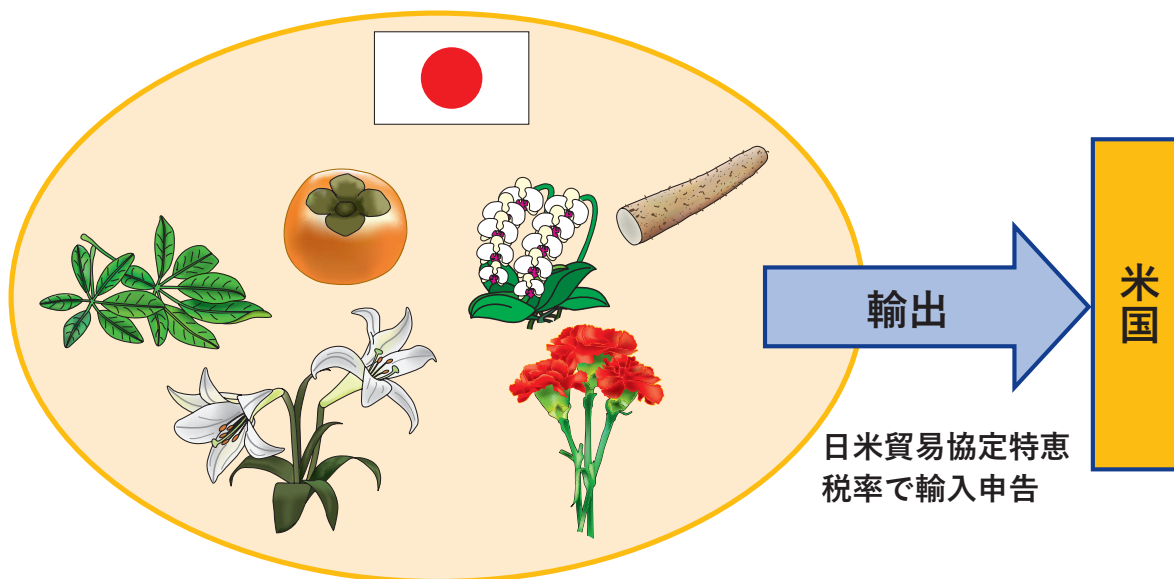
①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③非原産材料を使用し品目別原産地規則(PSR)を満たす産品は、協定上の原産品となります。

### ① 完全生産品

日本若しくは米国又は両国の領域内で完全に得られ、または生産される産品は、原産品となります。具体的には農産品(動植物等)、鉱物資源などです。また、これらのものから得られ、生産されたものも、完全生産品として原産品になります。

#### 《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ成育されるもの
- 生きている動物から得られる産品
- 狩猟、漁ろうにより得られる動物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- これら上記のものから得られ、生産されたもの





## ②原産材料のみから生産される産品

日本や米国の原産材料のみから生産される産品のことをいいます。完全生産品との違いは、当該産品の材料(一次材料)の材料に非締約国のもの(非原産材料)が含まれていますが、日本や米国で一次材料へと加工した際、当該一次材料が下記で説明するPSRを満たし原産材料になっています。この場合も、最終産品は原産品と認められます。

- 生産に直接使用された材料が原産材料であるもの。
- 原産材料の中に、日本や米国产以外の非締約国から輸入された材料が含まれているが、当該材料が原産性を満たしていればよい。



## ③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品

非原産材料を使用しているても、日本若しくは米国又は両国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるものです。

日米貿易協定の実質的な変更の要件であるPSRとして、関税分類変更基準が用いられています。これは、非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードとの間に特定のHSコードの変更がある場合に、原産性を認めるものです。



## 【参考】日米貿易協定の品目別原産地規則 (PSR)

PSRは、日本側と米国側でそれぞれ定められています。以下リンクよりご参照ください。

■ 外務省ウェブサイト「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」

➡ [https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23\\_002886\\_00001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html)

- ・ 日本側の約束：協定 附属書 I
- ・ 米国側の約束：協定 附属書 II (ANNEX II) (英文のみ)

### 3-3 原産性判定 関税分類変更基準

非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードとの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が日本若しくは米国、又は両国でなされたとみなされ原産品と認める基準です。

求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類あります。

- ①CC(「類」(Chapter)の変更)：HSコード上2桁での変更。
- ②CTH(「項」(Heading)の変更)：HSコード上4桁での変更。
- ③CTSH(「号」(Subheading)の変更)：HSコード上6桁での変更。

どのレベルで変更すれば、原産品となるかは、品目により異なるため、米国側の約束である附属書II(ANNEX II)の品目別原産地規則を確認する必要があります。

品目別原産地規則は、表の形式で、HSコードごとにルールを掲載しています。

米国側品目別原産地規則

Column 1 (HS Classification)	Column 2 (Product-Specific Rule of Origin)
	}
84159080	CTSH, except from headings 74.11, 76.08, 84.14, 85.01, or 85.35 through 85.37 when resulting from a simple assembly
84195010	CTSH
84239090	CTH
84248990	CTSH
84249010	CTH
84561110	CTH, except from machine-tools for dry-etching patterns on semiconductor materials of subheading 8486.20

## ◆CC(「類」(Chapter)の変更)：HSコード上2桁での変更の例

釣り用リール(HS：95073060)製造のため、加工を日本国内で行う場合

PSRには、CC(HSコード上2桁の変更)とある。

釣り用リールの部品は、プラスチック製板(HS：3920)。

非締約国A国産のプラスチック製板は非原産材料だが、日本で釣り用リールへと加工されることにより、HSコードの上2桁での変更がある(第39類→第95類)。

従って、類レベルでの変更があるため、原産品と認められる。



## ◆CTH(「項」(Heading)の変更)：HSコード上4桁での変更の例

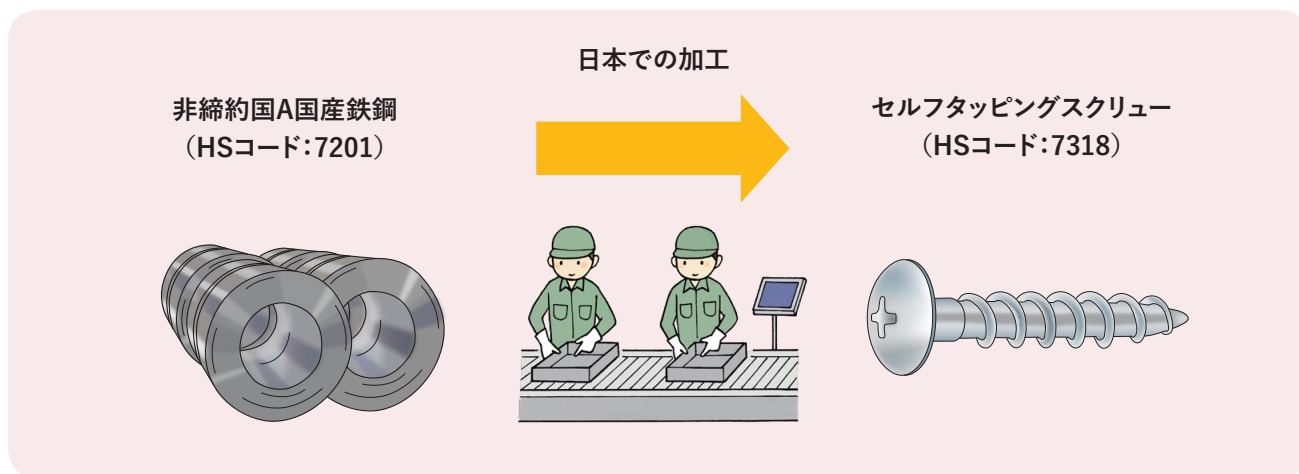
セルフタッピングスクリュー(HS：73181410又は73181450)製造のため、加工を日本国内で行う場合

PSRには、CTH(HSコード上4桁の変更)とある。

セルフタッピングスクリューの材料は、鉄鋼(HS：7201)。

非締約国A国産の鉄鋼は非原産材料だが、日本でセルフタッピングスクリューへと加工されることにより、HSコードの上4桁での変更がある。

従って、項レベルでの変更があるため、原産品と認められる。



## ◆CTSH(「号」(Subheading)の変更)：HSコード上6桁での変更の例

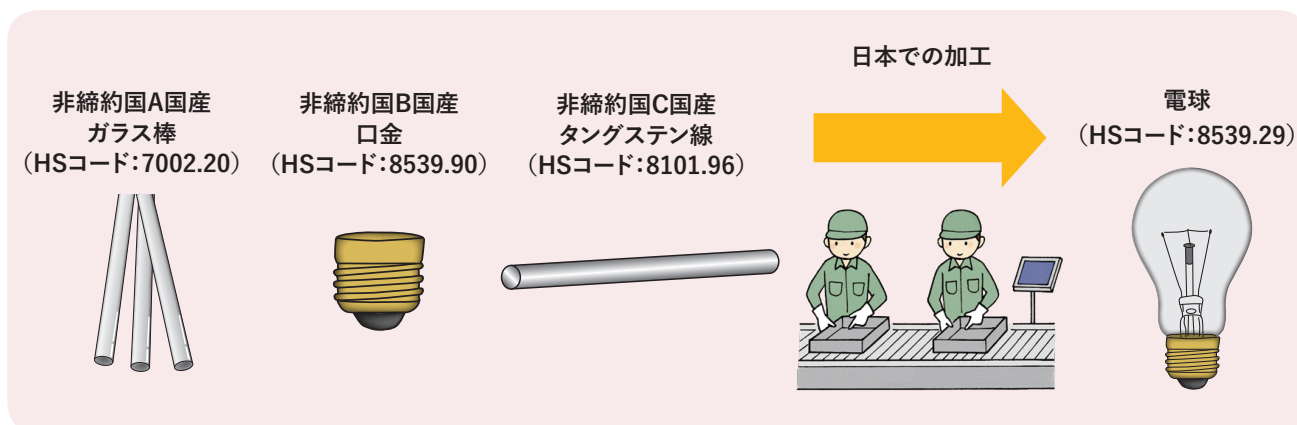
電球(HS：85392920又は85392940)製造のため、加工・組立てを日本国内で行う場合

PSRには、CTSH (HSコード上6桁の変更)とある。

電球の材料は、ガラス棒(HS：7002.20)、口金(HS：8539.90)、タングステン線(HS：8101.96)。

非締約国A国産のガラス棒、非締約国B国産の口金、非締約国C国産のタングステン線は非原産材料だが、日本で電球へと加工されることにより、HSコードの上6桁での変更がある。

従って、号レベルでの変更があるため、原産品と認められる。



## ◆例外として、一定の要件がある場合に注意

PSRに「except from ~」がついている場合

PSRに「except from ~」といった原産性を満たすための特定の条件が付されている場合があります。

(例) 溶接機械(HS：85153100)製造のため、加工・組立てを日本で行う場合

PSRには、「CTSH, except from subheadings 8515.11 through 8515.80」とあります。この場合、「except from」以降に示されている非原産品材料からの変更では原産品とは認められません。



溶接機械  
HS85153100

非締約国産の「変更の除外材料」から生産した場合、CTSHは生じているものの原産品とは認められない。

HS85153100 (溶接機械)のPSRで、変更の除外材料となっているもの

8515.11 はんだごて及びはんだ付けガン

8515.19 その他はんだ付用機器

8515.21 全自動溶接機器

}

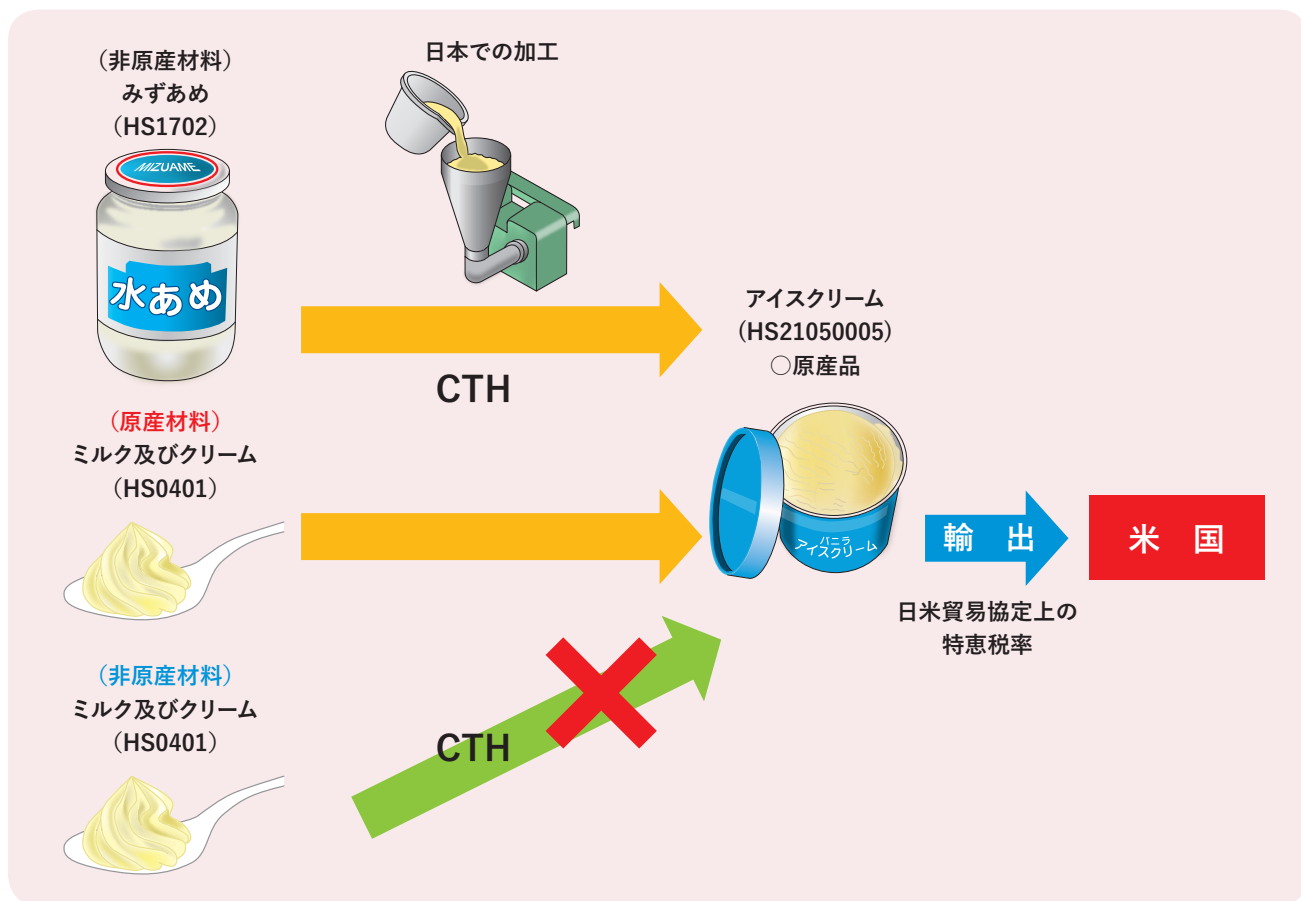
8515.80 その他溶接機器

また、「except from」以降に示されているHSコードに該当する材料を用いて対象生産物を生産する場合、この材料が日本又は米国の原産材料（日本若しくは米国、又は両国において完全に得られ又は生産されるか、または、米国の法令の規定に従って日本若しくは米国、又は両国で、実質的な変更が行われる、又は加工がなされることにより、原産性を有しているもの）でない限り、協定上の要件が満たされたことにはなりません。

(例) アイスクリーム(HS : 21050005)

アイスクリームのPSRは「CTH except from headings 04.01 through 04.06 or dairy preparations of subheading 1901.90 containing more than 10 percent by dry weight of milk solids or dairy preparations of subheading 2106.90 containing more than 10 percent by dry weight of milk solids」です。原産品と認められるには「except from」以降のHSコードの材料(例：乳製品)が、原産材料である必要があります。

例えば、ミルク及びクリーム (HS0401) からアイスクリーム(HS2105)を生産する場合、HS上4桁の変更(HS0401→HS2105)が起きていますが、生産に使用したミルク及びクリーム (HS0401) について、米国又は日本の完全生産品であるなど日本又は米国の原産材料である必要があります。



### PSRに「except from heading 87.14 when that change is pursuant to General Rule of Interpretation 2 (a) of the HTSUS」との記載がある場合

米国の関税率表(HTSUS)の一般規則の通則(GRI) 2 (a)では、未完成な産品でも完成した産品としての重要な特性を持つと判断される場合には、完成した産品と同じ関税分類に含まれることとされています。

もし、未完成な産品が、当該GRI 2(a)により完成品又は最終製品と同じ関税分類とされる場合、PSRに記載されている非原産の部分品を使用しこの未完成な産品を生産したことにより、関税分類変更が生じたとしても、協定上の要件を満たしたとは認められません。

### PSRに「except when resulting from a simple assembly」との記載がある場合

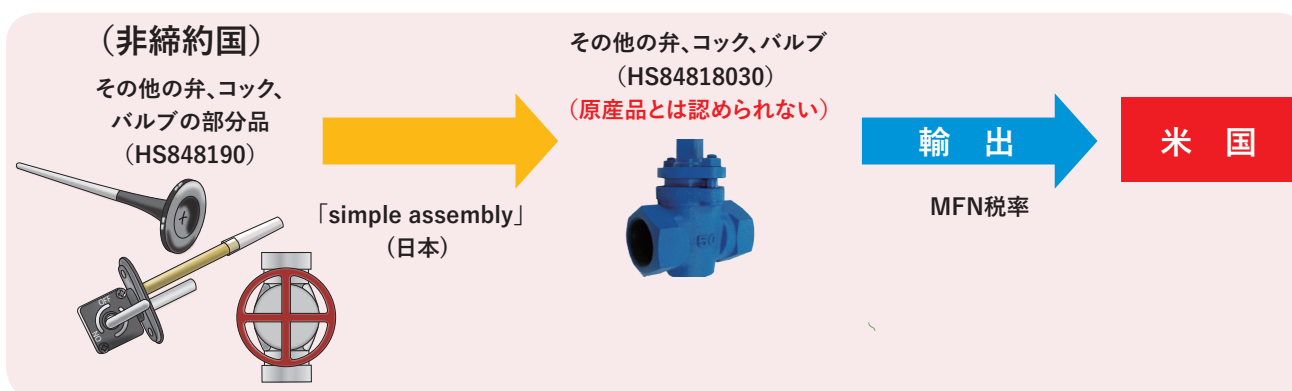
日米貿易協定の附属書IIにおいて「simple assembly」は、“ボルト締め、接着、はんだ付け、縫製、またはその他の手段による軽度の加工によって、全てが非原産材料(ねじ、ボルトなどの留め具を除く)である5つ以下の部品を組み合わせること”である旨規定されています。

PSRの条件部分に規定されているHSコードの材料(部分品等)を利用し(特定のHSコードへの言及がない場合には、いかなるHSコードの材料を利用した場合においても)、「simple assembly」を行った結果として関税分類変更が生じたとしても、協定上の要件を満たしたとは認められません。

(例) その他の弁、コック、バルブこれらに類する物品(HS: 84818030)

その他の弁、コック、バルブのPSRは、「CTH, or CTSH from heading 8481.90 except when resulting from a simple assembly」です。

これらの部分品(HS848190)から「simple assembly」を通じ、その他の弁、コック、バルブ(HS84818030)を生産することでCTSH(HSコード上6桁の変更)が起こったとしても、要件を満たしたとは認められません。



鉄材(HS7215)からその他の弁、コック、バルブ(HS8481)を日本で生産し、CTH(HSコード上4桁の変更)が生じることで原産性を満たします。



# 4. 救済規定

PSRに規定された要件を満たさない場合でも、救済規定を活用することにより、原産品とみなすことが可能になる場合があります。日米貿易協定では、僅少の非原産材料を無視できるデミニマスと呼ばれる救済規定が盛り込まれています。

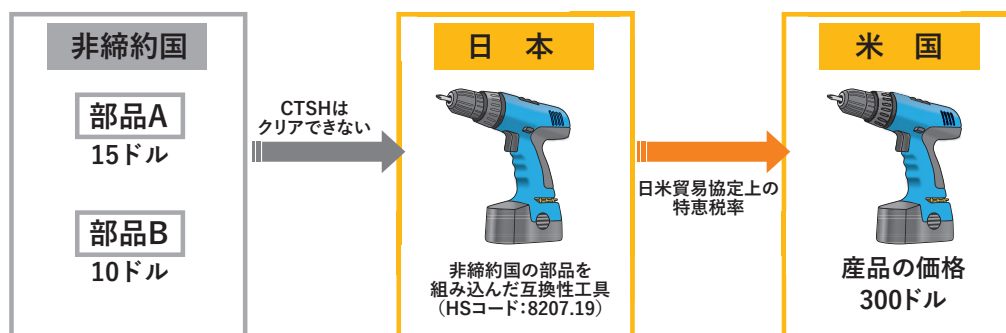
## 4-1 僅少の非原産材料(デミニマス)： 関税分類変更基準を満たさない場合

PSRに規定された関税分類変更基準を満たさない非原産材料でも、当該非原産材料の価額の合計が製品の価額の10%以下である場合は無視できるというルールです。

注：「製品の価額」は、貨物が米国への輸出のために販売された際に支払われ、又は、支払うべき価格に調整を加えたものになります。

### 具体例

- 非締約国製の輸入部品(AとB)を組み込んで、製品の価額300ドルの工具(HS8207.19)を生産し、日米貿易協定の特恵税率を活用して米国に輸出する。この工具のPSRは、CTSH(関税分類(HSコード)の「号」の変更)。
- 輸入部品(非原産材料)AとBは輸出する商品と同じ「号」(HS8207.19)に分類される(HS8207.19は「工具のその他のもの(部分品を含む。)」)ため、PSRに定められた「号」の変更(CTSH)はクリアできない。
- しかし、当該工具部品AとBの輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、製品の価額の10%以下である( $25 \div 300 = 8.33\%$ )。よってデミニマス・ルールを適用することで、原産品となる。



工具部品の輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで、製品の価額の10%以下であるため、デミニマス・ルールを適用することで、原産品となる。



### デミニマス・ルールの例外(適用できないケース)

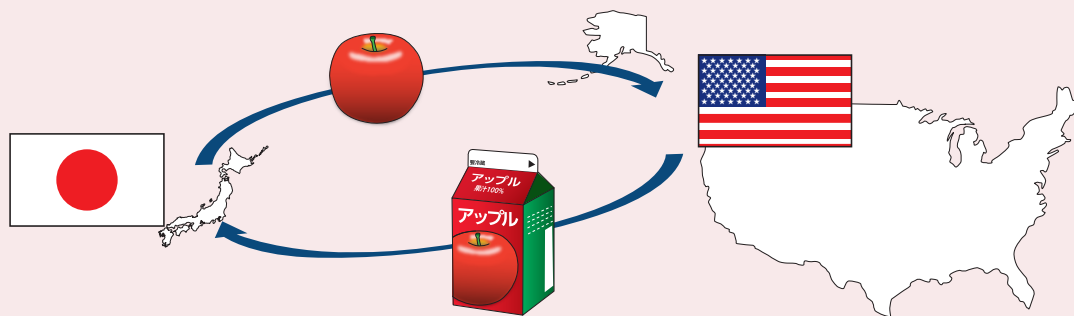
デミニマス・ルールは、以下の非原産材料が特定の製品の材料として用いられる場合、関税分類変更基準の救済規定として適用することができません。

デミニマスを適用できない産品		デミニマスを適用できない非原産材料	
HSコード	品名	HSコード	品名
21.05	アイスクリームその他の氷菓	04.01～04.06 1901.90	酪農品(ミルク、クリーム、バター、チーズ等) 酪農調製品(乳固形分含有量10%超)

### 【参考】累積

日米貿易協定においては、「累積」についての条文はありません。

しかし、いわゆる「協定原産(日米両国を一つの領域と見なす)」の考えに基づき、相手国の原産品や生産行為を累積できます。すなわち、産品の原産性を判断する時に、相手国の原産材料や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなすことができます。



# 5. その他の規定

日米貿易協定の原産地規則では、附属品等が付いた製品、他の製品とセットで輸出される製品について、原産性の判定方法が定められています。他にも、原産品を輸送する際に守るべきルールがあります。本項は、製品の原産性を判定する上で必要となる補足的なルールを解説します。

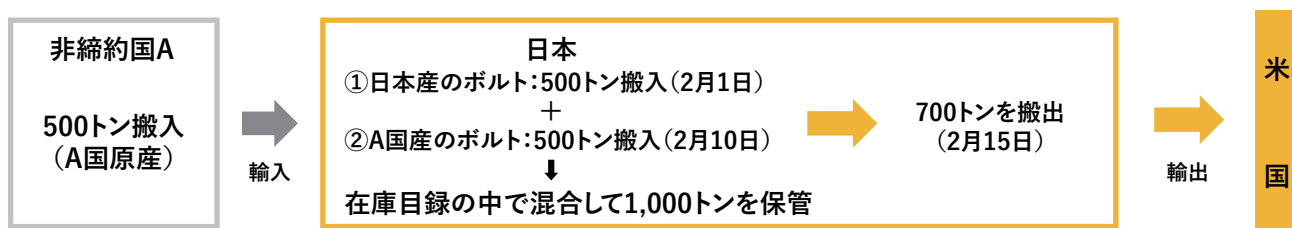
## 5-1 代替性のある製品または材料

一般的に混在して在庫管理されることが多い代替性のある材料や製品について、輸出する製品の生産に用いられる場合、また、原産品と非原産品が混在し同じ形で輸出される場合、一般的な会計原則に基づく在庫管理方式に基づき、原産材料か原産品であるかどうか判定されます。

ある製品(ボルトなど)同士が物理的に分離して管理されている場合は、その分離に基づき原産品かどうかを判断しますが、混在して保管されている場合には、分離に基づく判断ができません。

この場合、日米貿易協定では、一般的な会計原則に基づく在庫管理方式を用いて、原産品であるかどうかの判断を行います。なお、在庫管理方式は、生産者等により選択され、会計年度を通して使用されている方式である必要があります。

### 混在している事例：ボルト



在庫管理方式	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
算定方法	最初に搬入された順から数える	最後に搬入された順から数える	$ROM = \frac{TOM}{TONM} \times 100$ <small>(原産品とみなされる数量の割合)</small> <small>TOM: 在庫(搬出前)の代替性のある原産品の数量</small> <small>TONM: 在庫(搬出前)の代替性のある原産品と非原産品の合計数量</small>
米国に輸出した時の原産性の判定	<p>①原産材料 500トン ②非原産材料 200トン</p>	<p>①原産材料 200トン ②非原産材料 500トン</p>	<p>①原産材料 350トン ②非原産材料 350トン</p>

上記の例では、日本の倉庫において、まず2月1日に日本の原産のボルト500トン搬入。その後、

2月10日に日米貿易協定非締約国のA国から同じ性能を持つボルトを500トン搬入。合計1,000トンを保管しているところから、2月15日に輸出する700トンについて原産性を判定するケースを想定。

最初に搬入された順で数える「先入れ先出し方式」では、先(2月1日)に搬入した日本の原産500トンを数え、残り200トンをA国産とみなします。

最後に搬入された順で数える「後入れ先出し方式」では、後(2月10日)に搬入したA国産500トンを数え、残り200トンを日本の原産とみなします。

輸出のための搬出前に搬入された原産品の数量を全体の数量で割る「平均方式」では、搬入の日時に関わらず、搬出前の日本産とA国産のボルトの数量の割合と同じ割合(この場合は1:1)に基づき、日本の原産のボルト、A国産のボルトがともに350トンずつ搬出されたものとみなします。

## 5-2 包装材料・容器・附属品・間接材料等の扱い

輸出産品が、完全生産品であるか、またPSRを満たすかを判断するにあたり、次のものについては、考慮する必要はありません。

- (a) 産品とともに分類される小売用の包装材料と容器
- (b) 輸送用の梱包材料と容器
- (c) 附属品・予備部品・工具・解説資料その他の資料などで、当該産品に付けるのが慣習的なもので、産品とともに分類、納入され、インボイス(仕入書)が産品と別立てされていない場合
- (d) 生産や検査等に使用され物理的に組み込まれていない間接材料や、産品の生産に関連する建物の維持や設備の稼働のために使用される間接材料

## 5-3 産品のセット

輸出産品が複数の産品からなる「セット」である場合、以下の条件を満たせば原産品と認められます。

1. 商品の名称及び分類についての統一システム(以下、統一システム)の解釈に関する通則3の適用により分類されるセットの場合、セットに属する各産品がそれぞれ原産品であり、かつ、セットと各産品が原産地規則の他の適用可能な要件を満たすこと。
2. 上記1.にかかわらず、統一システムの解釈に関する通則3の適用によるセットに含まれる非原産品の価格の合計がセットの価格の10%を超えない場合。

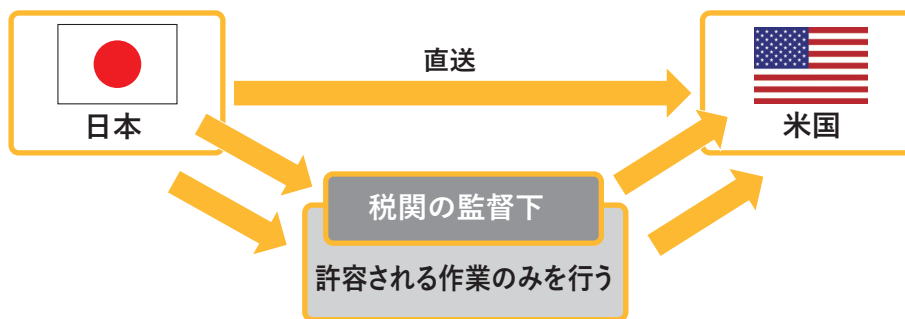
\*通則については、次の税関ウェブサイト「関税率表の解釈に関する通則」を参照：

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data/tuusoku.pdf>

## 5-4 通過及び積替え

日米貿易協定では、原産品を米国に輸送する場合の原産性の維持に関する要件が定められており、次の場合は原産性を失うことになりますので、留意が必要です。

- (a) 日本と米国の領域外で、追加的な生産や何らかの作業を行う場合。但し、積卸し、ばら積み、貨物からの分離、蔵置、米国から要求されるラベル又は証票による表示、及び原産品を良好な状態で保存するため又は米国の領域への輸送に必要なその他の作業は除く。
- (b) 日米以外の国にある間、当該国の税関当局の監督下に置かれない場合。



日本と米国の領域外で許容される作業：

- 積卸し、ばら積貨物からの分離、蔵置
- 輸入先の米国から要求されるラベル付けまたは証票による表示
- 原産品を良好な状態で保存するためまたは米国への輸送に必要なその他の作業

# D 輸入者による 特恵待遇の要求 を行う

---

原産地規則を満たしていることを確認し、輸入者において、米国税関で日米貿易協定の特恵待遇の要求を行います。

# 6. 原産地手続

日米貿易協定では、「輸入者による自己申告」が採用されています。（米国への輸入と日本への輸入とは、適用される規定が異なり、手続が異なることに留意が必要です。）

米国への輸入では、米国の輸入者が、特惠待遇の要求を行います。日本の輸出者・生産者に原産地証明書の作成は求められていませんが、米国税関からの確認要請に対応する可能性を考慮し、関連書類の作成、保管の必要があります。

## 6-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

日本が締結したEPAの多くは、指定発給機関である日本商工会議所が、事業者からの申請に基づき原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用しています。原産性を判定するのは日本商工会議所であり、事業者はそのために必要な情報を日本商工会議所に提出します。

これに対し、日米貿易協定では、輸入者が自らの知識、又は産品が原産品であるとの情報に基づき、「産品が原産品である」との輸入申告を行う自己申告が採用されています。TPP11、日EU・EPAと異なり、輸出者又は生産者には、原産地証明書や原産地に関する申告文の作成は求められていません。

### 第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

### 認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

### 自己申告制度

生産者又は輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。（国による認定は不要。）

日米貿易協定は、輸入者による申告。

### 日本のEPAにおける証明制度

EPA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己証明制度（自己申告制度）
日シンガポール	2002年11月	○	—	—
日メキシコ	2005年4月	○	○	—
日マレーシア	2006年7月	○	—	—
日チリ	2007年9月	○	—	—
日タイ	2007年11月	○	—	—
日インドネシア	2008年7月	○	—	—
日ブルネイ	2008年7月	○	—	—
日ASEAN	2008年12月	○	—	—
日フィリピン	2008年12月	○	—	—
日スイス	2009年9月	○	○	—
日ベトナム	2009年10月	○	—	—
日インド	2011年8月	○	—	—
日ペルー	2012年3月	○	○	—
日オーストラリア	2015年1月	○	—	○
日モンゴル	2016年6月	○	—	—
TPP11	2018年12月	—	—	○
日EU	2019年2月	—	—	○

**!! 日米貿易協定では、輸入者自己申告制度が採用されています。**

## 6-2 日米貿易協定の特恵税率の要求

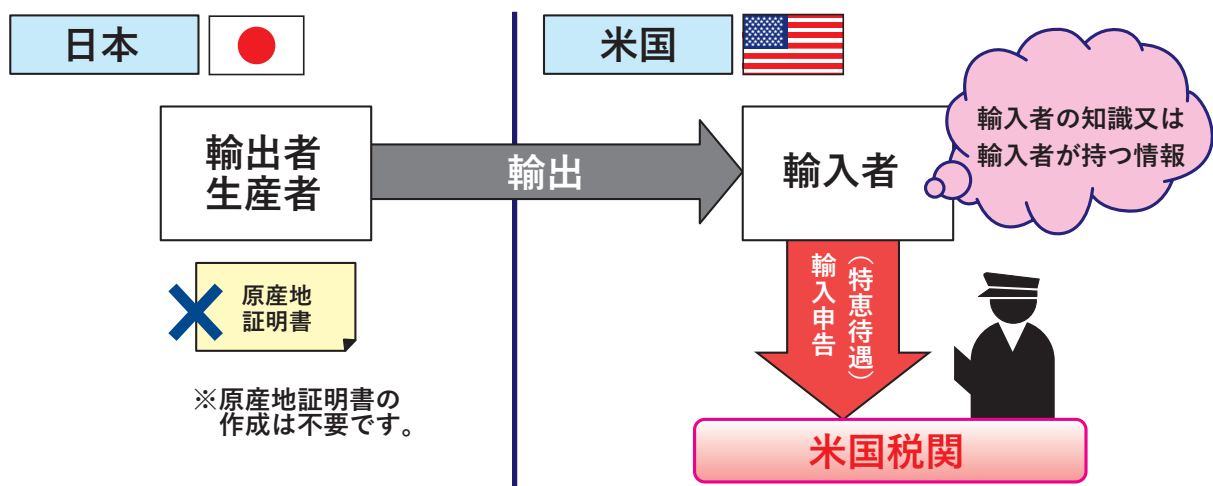
輸入者は、知識又は産品が原産品であるとの輸入者が持つ情報に基づき、米国の税関に対して日米貿易協定に基づく、関税上の特恵待遇の要求を行います。

産品の輸入に際し、輸入者の知識、又は産品が原産品であるとの輸入者が持つ情報に基づき、米国の輸入者の申告により米国の関税率表の品目について特恵待遇の要求を行うことができます。輸入者は、「産品が原産品である」との申告を「輸入申告書」の一部を構成する形で行います。輸出者・生産者には、原産地証明書や原産地に関する申告文の作成は求められていません。

\* 手続詳細に関しては米国税関国境保護局 (U.S. Customs and Border Protection) が公表します。

■ CBPウェブサイト

➡ <https://www.cbp.gov/trade/free-trade-agreements/japan>



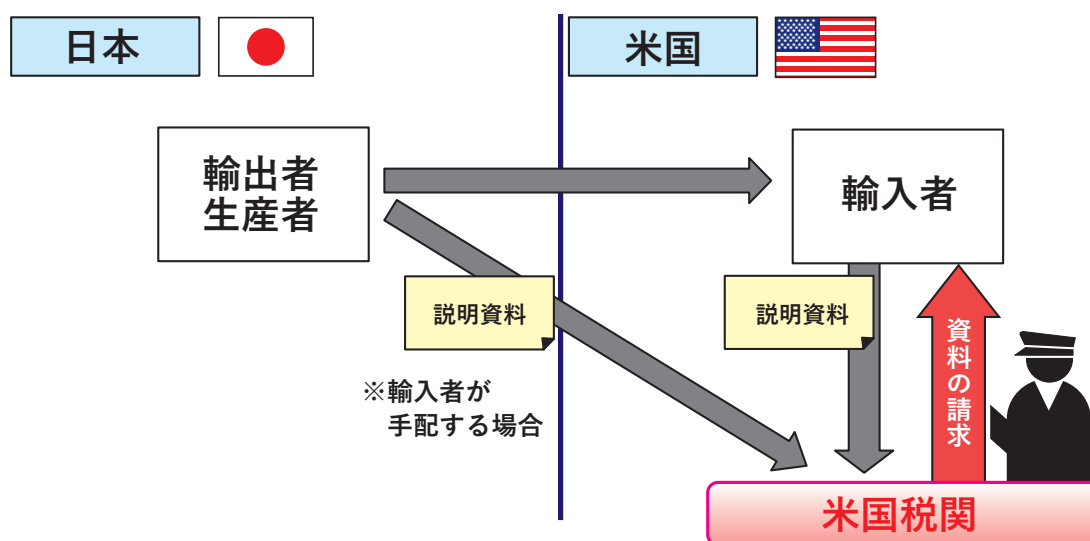
**!! 特恵関税を要求するには、米国側の輸入者が申告する必要があります。**

## 6-3 米国による原産性の確認手続

米国の税関は、輸入者に対し、原産品である理由を記載した申告(製造情報も含む)の提出を求めることができます。なお、申告の様式はなく、可能な場合は電子的な提出でも認められます。

また、米国の税関は、産品が原産品であり特惠待遇を与えられる資格を有する事の証明に必要な情報や書類を要求することができます。この場合、以下の2つの提出方法があります。

- (1) 輸入者が日本の輸出者・生産者から必要な情報を得て税関に提出
- (2) 輸入者が、輸出者・生産者から直接米国税関に送付するよう手配して提出  
(日本の輸出者・生産者から輸入者に情報を提供することが憚られるような場合)



## 6-4 書類保存に関する留意

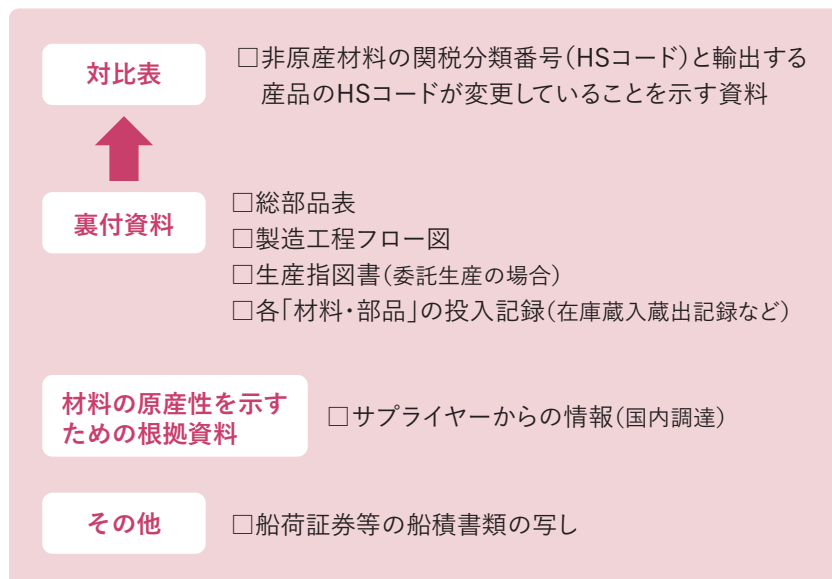
日米貿易協定では、関税上の特惠待遇の要求を行った場合の輸出者・生産者による記録の保管義務は明記されていませんが、例えば、米国税関から輸入者に対して、原産性にかかる確認があった場合等に備え、関連書類を保管する必要があります。



## 6-5 原産性判断の根拠と根拠書類の一例

原産性判断の根拠となる資料は、事業者が採用した原産性の判定基準によって異なります。例えば、完全生産品においては、国内で生産したことが客観的に判断できる、生産者が作成した資料等が根拠書類となります。

また、関税分類変更基準では非原産材料と産品の間でHSコードが変更されていることを示す「対比表」を作成する必要があります。同時にその書類の根拠となる裏付資料が必要となります。



## 対比表(関税分類変更基準)

PSRを満たす産品として、特惠税率の適用を受ける場合、関税分類が変更されたことを示す対比表を作成する必要があります。

対比表では、生産に用いた非原産材料と完成した産品のHSコードがPSRの要件を満たす桁数で変更していることを示します。

以下の例をみると、金属成形用の金型(HS84804100)のPSRは「CTH」であるため、非原産材料のHSコードが上4桁で完成した金型と異なっていることを示す必要があります。

一方、原産材料のHSコードの変更は証明する必要がなく、HSコード自体を記載しなくても問題ありませんが、原産地(国内産、米国产)を記載し、その原産性を示す書類を明示しなければなりません。

「原産材料」とした場合には原産性の証明書類を保管する必要がありますが生じますが、原産材料であってもHSコードが変更されている場合には、書類上ではあえて「非原産材料」としてHSコードを記載することで、証明書類は必要なくなります。

関税分類変更基準を満たすには、使用される材料が、PSRが定める指定された桁数の関税分類(HSコード)の変更が必要。同変更要件は、非原産材料についてのみ適用されます。

原産部材一覧表(日本または米国内産品)		
	品名	HSコード
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	7318
2	ロケートルング用 炭素鋼鋼材	7208
3	ガイドピンブッシュ 炭素工具鋼鋼材	7215
4	ガイドピン(4本):購入品	7318
5	可動側型板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	7208
6	受け板高強度クロム モリブデン鋼鋼板	7208
7	リータンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	7215
8	突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	7215
9	突出板(上)用炭素鋼鋼材	7208
10	突出板(下)用炭素鋼鋼材	7208
11	可動側取付板炭素鋼鋼材	7208
12	ノックピン(8本)用 炭素工具鋼鋼材	7215

金属成形用の金型(84804100)のPSR:  
日米貿易協定では、CTH(4桁レベルの関税分類変更)が全ての非原産材料で認められれば、原産品となる

非原産部材一覧表(日本以外の国産や原産・非原産不明品)			
番号	品名	HSコード	注
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	7215	輸入
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	7208	輸入
3	コア-用炭素鋼鋼材	7208	輸入
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	7208	輸入
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	7208	輸入

CTH

金属成形用の金型(84804100)

全非原産材料のHSコードが輸出産品のHSコード(HS84804100)と上4桁レベルが異なる

原産品

## コラム：日米デジタル貿易協定の意義

### ■経緯・概要

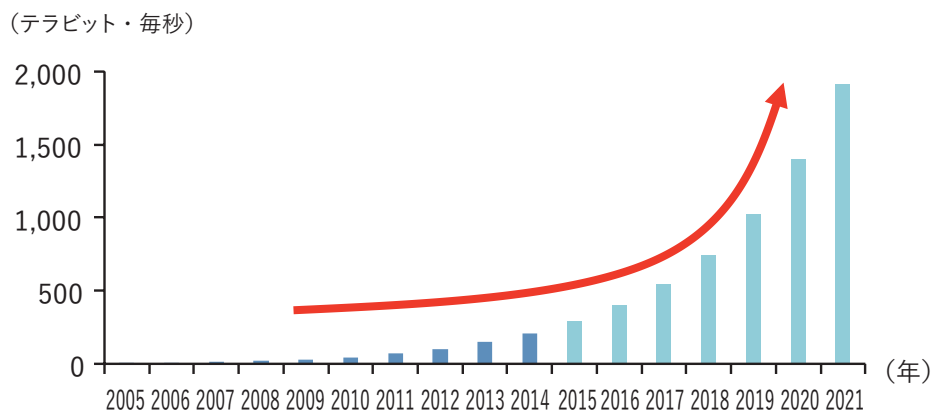
2019年4月に行われた茂木経済再生担当大臣とライトハイザー通商代表との会合で、物品貿易の交渉に加えて、デジタル貿易の取扱いについても議論を行うことが決定されました。これを受け、締結されたのがデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下、「日米デジタル貿易協定」と表記）です。日米デジタル貿易協定は、日米貿易協定と同様に、2020年1月1日に発効しました。

日米デジタル貿易協定では、デジタル貿易・データ流通を、円滑で信頼性の高い自由なものとするを目的に、様々な規定が定められています。

### ■意義

デジタル貿易・データ流通は、ここ数年で急激に増加しています（図1）。デジタルデータは、新しい時代の付加価値の源泉とも言われています。

図1 越境データ通信量の推移



国際的なルール整備が急がれる分野であり、RCEP等の経済連携協定に関する交渉やWTOでも議論が行われています。また、CPTPPをはじめとした締結済みの協定にもデジタル貿易・データ流通に関する規定が存在します。

こうした背景の中、日米デジタル協定では、「データの自由な流通の促進」と「適切なデータ保護」を確保し、世界のデジタル貿易に関するルールづくりをリードするハイレベルな規律が盛り込まれています。

## ■ 内容

日米デジタル貿易協定には、具体的に以下のような内容が規定されています。

- 電子的送信に対する関税の不賦課
- 電子署名の法的有効性を否定することの禁止
- 国境を越えるデータの移転を制限することを原則として禁止

☆例えば・・

製造機器などの稼働状況のモニタリングは、機器単位・工場単位ではなく、グローバルで行う時代に。データの自由な越境流通を確保することで、機器の運転管理やネット経由のサービスなどのビジネスも可能に。

- 自国での事業実施の条件として、自国にサーバ等を設置することを原則として要求してはならない旨を規定

☆例えば・・

クラウドの利用等によりサーバの設置場所によらずにビジネスを展開。サーバ設置等の追加的なコストをかけることなく海外進出が可能となり、中小企業・小規模事業者の販路拡大を後押し。

- オンライン上の商業活動を行う消費者の保護に関する法律の制定・維持
- 個人情報の保護について定める法的枠組み及び迷惑メールの受信防止措置の採用・維持
- ソフトウェアのソース・コード及びアルゴリズムの開示要求の禁止(規制機関と司法当局の措置を除く)

☆例えば・・

海外進出する際に、技術移転を目的として、企業にとって機密情報に当たるソース・コードやアルゴリズムの開示を進出先の国から要求される場合があるが、本規定により、そうした技術流出の懸念を払しょく。

- パソコンなど暗号を使用する製品について、自国での販売・流通等の条件として、暗号情報の開示や自国が指定する暗号を使用すること等の要求を禁止

# 7. 日米貿易協定や利用に関する問合せ先

米国での特惠申告等、手続やルールに関して不明な点を米国税関に設置される照会所に質問することができます。なお、日米貿易協定における米国への輸出では、米国の関税法等、関係法令を参照する場合がありますので、不明な点がある場合は、米国の問合せ先にお聞き頂くことをおすすめします。

また、日本でも、日米貿易協定の活用を検討される皆様からのご相談について、次の窓口でお受けしています。ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。

## (米国の問合せ先)

米国での特惠申告の手続きやルール等について

米国税関・国境取締局(The U.S. Customs and Border Protection (CBP))

Office of Trade, Trade Agreements Branch

Email: fta@cbp.dhs.gov.

## (日本の問合せ先)

(1) 輸出入の手続やビジネス相談を含む実務の全般について

日本貿易振興機構(ジェトロ) 日米貿易協定相談窓口

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/us-japan.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/us-japan.html)

(2) 輸出時の原産地申告の準備等の実務について

EPA相談デスク ※2021年3月31日まで

<https://epa-info.go.jp/>

(3) 協定の鉱工業品の関税などの内容について

経済産業省 通商政策局 経済連携課

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/contact/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/)

(4) 協定の農林水産品の関税などの内容について

農林水産省 国際部 国際経済課

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tag/index.html>

(5) 輸入に関するお問い合わせ

各税関窓口(税関相談官(室))

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

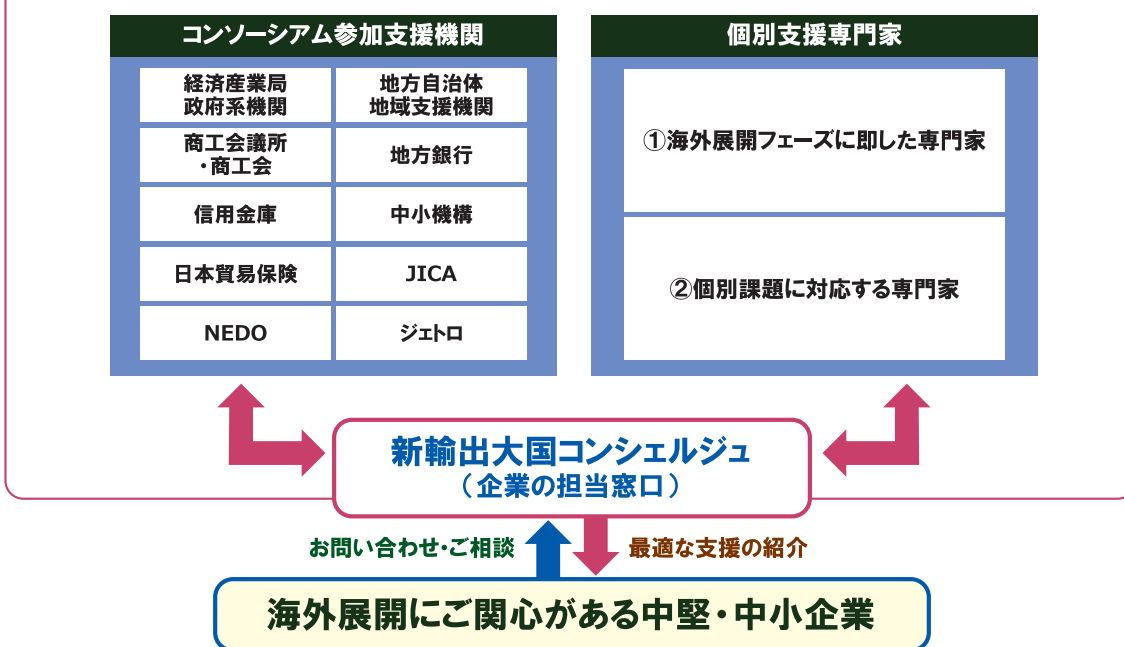
# 8. 新輸出大国コンソーシアムに

中小・中堅企業の皆様のニーズに合わせて無料で以下の支援を提供します。

## 新輸出大国コンソーシアムの概要

「新輸出大国コンソーシアム」は、商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関、JETROなどの支援機関を幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、総合的な支援を行う枠組みです。

### 新輸出大国コンソーシアム



## コンソーシアム参加機関による海外展開支援

コンソーシアムには、商工会議所、商工会、政府系機関、地方自治体、金融機関等の幅広い機関が参加しています。専門家【新輸出大国コンセルジュ】は、企業の皆様の課題や希望される支援内容を踏まえて、コンソーシアム参加機関が提供する様々な支援の中から、最適な支援を紹介し、支援を行う窓口へおつなぎします。

### コンソーシアムを利用される企業の皆様に、特典を設けています！

例

- ◆日本貿易振興機構（JETRO）  
「貿易実務オンライン講座」特別割引  
コンソーシアムにご登録の企業様は、一般価格 / ジェトロメンバーズ価格から 10%割引
- ◆海外産業人材育成協会（AOTS）  
AOTS が研修事業で培った海外における親日家ネットワークを活かして行う、「Global Interface Japan 事業」の内、「情報収集・販路開拓」および「パートナー探し」のサービスを 10%割引にてご利用いただけます。

# ついて

## 専門家【新輸出大国コンシェルジュ】が最適な支援をご提案します

専門家【新輸出大国コンシェルジュ】は、企業様のご相談、ご支援依頼にいつでも対応します。また、企業様のご要望や活動状況に合わせて、コンソーシアム内の最適な支援サービスを紹介し、支援企業と一体となって、海外展開の実現に向けてお手伝いをいたします。また、必要に応じて、地域の支援機関等と提携し、海外展開のお手伝いをいたします。

## 海外ビジネスに精通した専門家による支援

海外ビジネスに精通した専門家等が企業様を訪問するなどして支援します。  
※利用無料・全産業対象（進出・輸出）本サービスは無料でご利用いただけます。



### 1 海外展開フェーズに即した専門家【新輸出大国パートナー】 （商社・メーカーOB/ コンサルタント等）

#### ● 支援内容

海外展開戦略策定段階から、事業計画策定、実行段階まで、企業様の状況に応じて、各国・地域事情、実務に精通した専門家【新輸出大国パートナー】が支援します。（審査あり）

対応する専門家	支援内容
パートナーによるハンズオン支援	戦略策定支援から事業計画作成、計画実行まで一貫して支援（審査あり）

### 2 個別課題に対応する専門家【新輸出大国エキスパート】 （弁護士 / 公認会計士 / 税理士 / 行政書士等）



#### ● 支援内容

海外展開における実務で欠かせない海外展開戦略策定、貿易手続きや以下のようなテーマについて、専門知識を有する専門家【新輸出大国エキスパート】（弁護士 / 公認会計士 / 税理士 / 行政書士等）が支援します。（審査なし）

テーマ	支援内容
基準・認証	国際認証等の取得要否、取得方法などに関する支援
法務	国際取引、海外進出における法務上のポイントについての弁護士等による支援
税務・会計	国際取引、海外進出に関する税務・会計についての税理士・公認会計士による支援

## お問い合わせ

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
「新輸出大国コンソーシアム」事務局

☎ 03-3582-8333

平日 9:00~12:00 13:00~17:00

[www.jetro.go.jp/consortium/](http://www.jetro.go.jp/consortium/)





## **日米貿易協定解説書 日米貿易協定の特恵税率の利用について**

---

作成 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部海外調査企画課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5544 Fax. 03-3582-5309

---

**【免責事項】**本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。本資料の掲載内容はできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

また、本資料の無断での転載・複製を禁じます。



# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

## ご質問・お問い合わせ

### ■ジェトロ日米貿易協定相談窓口

本部(東京)

大阪本部

Tel. **03-3582-5651**    Tel. **06-4705-8606**

受付時間：平日 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分  
または最寄のジェトロまで、ご連絡ください。

### ■ウェブによるお問い合わせ

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/us-japan.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/us-japan.html)

リサイクル適性(B)

この冊子は、解体へ  
リサイクルできます。